令和２年度第１回
吹田市景観まちづくり審議会

令和２年８月１９日（水）
午後３時から
ゆいぴあ　４階多目的会議室２・３

会　議　次　第

１　開　会

・あいさつ

２　議　事

・諮問案件（議案第１号）

景観形成基準の変更について

・その他報告案件

令和元年度景観行政について

屋外広告物行政について

令和２年度第１回

吹田市景観まちづくり審議会

令和２年８月１９日（水）
午後３時から
ゆいぴあ　４階多目的会議室２・３

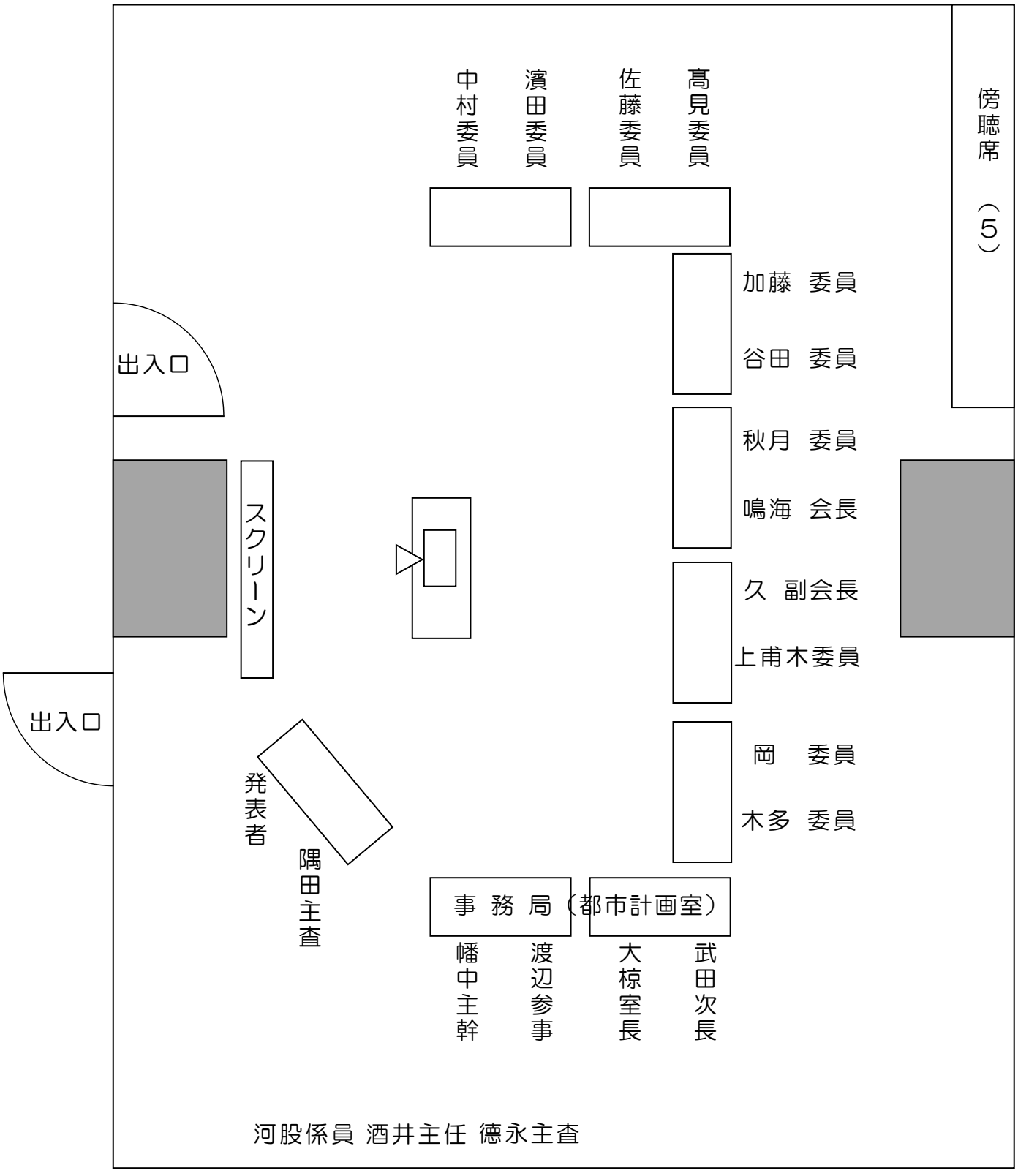

吹田市景観まちづくり審議会委員名簿

任期　平成３１年４月１日～令和３年３月３１日

区分		氏　　名	役　　職	専　　門
学識経験者	◎	鳴海（なるみ）　邦碩（くにひろ）	大阪大学名誉教授	都市計画
	○	久（ひさ）　隆浩（たかひろ）	近畿大学 総合社会学部教授	都市計画・まちづくり・環境デザイン
		秋月（あきづき）　有紀（ゆうき）	富山大学 人間発達科学部教授	建築環境工学
		岡（おか）　絵理子（えりこ）	関西大学 環境都市工学部教授	都市計画・住環境学
		上甫木（かみほぎ）　昭春（あきはる）	大阪府立大学名誉教授	緑地計画・地域生態学
		木多（きた）　彩子（あやこ）	摂南大学 理工学部建築学科教授	建築計画・都市計画
		長町（ながまち）　志穂（しほ）	株式会社LEM空間工房 代表取締役 京都造形芸術大学　客員教授	照明・都市デザイン まちづくり
関係機関の代表者		佐藤（さとう）　勝紀（かつのり）	独立行政法人都市再生機構 西日本支社 技術監理部長	（事業者代表）
		加藤（かとう）　幸男（ゆきお）	吹田商工会議所 議員	（企業市民代表）
		谷田（たにだ）　公宏（きみひろ）	大阪府住宅まちづくり部 建築指導室建築企画課 課長補佐	（行政機関代表）
		髙見（たかみ）　徹（とおる）	大阪屋外広告美術 協同組合　理事長	（企業団体代表）
市民		濱田（はまだ）　政夫（まさお）	選考会にて選考	（公募市民）
		中村（なかむら）　孝之（たかゆき）	選考会にて選考	（公募市民）

※令和２年７月１日現在

◎会長・○副会長

議　案　第　1　号
令 和 2 年 8 月 19 日
（2020 年）

吹田市景観まちづくり審議会
会 長　鳴　海　邦　碩　様

吹田市長　後 藤 圭 二

「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」
の変更について（諮問）

標題のことについて、次のとおり貴審議会に諮問します。

吹田市景観まちづくり計画を推進するための
景　観　形　成　基　準

改訂　　令和　　年　　月　　日　　告示　　令和　　年　　月　　日　　施行

下線部　　変更箇所

目次

はじめに 1

1.景観計画区域 2
⑴景観計画区域 2
⑵特に重点的に景観形成を図る地区 2

2.良好な景観の形成に関する方針 3
⑴景観計画区域(全域) 3
⑵重点地区 3

3.良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 4
⑴届出対象行為 4
⑵行為の制限 5
⑶変更命令の対象となる行為の制限 5

4.景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 5
⑴景観重要建造物 5
⑵景観重要樹木 5

5.屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置
に関する行為の制限に関する事項 6

6.景観重要公共施設の整備に関する事項及び
景観重要公共施設に関する許可の基準 7

図1　景観計画区域図 8
別表1　景観誘導基準 Ⅰ-1
別表2　色彩の景観誘導基準 Ⅱ-1
図2　色相環でみた景観誘導基準の範囲と無彩色の景観誘導基準の範囲 Ⅱ-2
図3　色彩の景観誘導基準(代表的な色彩のカラーチャート) Ⅱ-2
別表3　重点地区関係 Ⅲ-1
1.景観形成地区 Ⅲ-1
（１）山田駅周辺地区 Ⅲ-1
（２）新芦屋上地区 Ⅲ-5
（３）長野東地区（1） Ⅲ-8
（４）戸建・低層住宅地区（青山台４丁目(1)） Ⅲ-12
（５）公共・公益施設地区（藤白台４丁目(1)） Ⅲ-14
（６）中高層住宅地区（佐竹台１丁目(1)） Ⅲ-16
（７）中高層住宅地区（佐竹台２丁目(1)） Ⅲ-19
（８）中高層住宅地区（竹見台４丁目(1)） Ⅲ-22
（９）原町４丁目・岸部北２丁目地区 Ⅲ-25
(10)中高層住宅地区（青山台２丁目(1)） Ⅲ-29
(11)中高層住宅地区（藤白台３丁目(1)） Ⅲ-32
(12)中高層住宅地区（津雲台３丁目(1)） Ⅲ-35
(13)千里丘北地区 Ⅲ-38
(14)中高層住宅地区（藤白台３丁目(2)） Ⅲ-45
(15)中高層住宅地区（佐竹台２丁目(2)） Ⅲ-48
(16)北大阪健康医療都市地区 Ⅲ-51
(17)中高層住宅地区(高野台1丁目(1)) Ⅲ-54
(18)中高層住宅地区(藤白台１丁目(1)) Ⅲ-57
(19)戸建・低層住宅地区(青山台3丁目(1)) Ⅲ-60
(20)戸建・低層住宅地区(青山台4丁目(2)) Ⅲ-62
(21)円山町地区 Ⅲ-64
(22)長野東地区(2) Ⅲ-66
(23)中高層住宅地区(高野台1丁目(2)) Ⅲ-70
(24)戸建・低層住宅地区(古江台6丁目(1)) Ⅲ-73
(25)中高層住宅地区(青山台1丁目(1)) Ⅲ-75
(26)複合住宅地区(津雲台5丁目(1)) Ⅲ-78
(27) 中高層住宅地区(高野台4丁目(1)) Ⅲ-83
2.景観配慮地区 Ⅲ-86

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準

はじめに

本市では、吹田市第3次総合計画の将来像の実現に向け、地域らしさと潤いのある景観を形成し、快適な暮らしの環境の創造に資するとともに、市民、事業者、専門家等及び市の協働による取組により、次代につなぐ良好な景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示すものとして「景観まちづくり計画」を策定しました。

「景観まちづくり計画」では、「地勢を活かした、潤いのある景観」「すべての人が快適に暮らせる『生きる景観*』」「調和とめりはりのある景観」を景観の将来像とし、この将来像の実現のため、景観法の活用にも努めることと定めております。

「地域らしさと潤いにあふれ、次代に誇れる美しい都市(まち)すいた」の実現をめざし、景観法の規定による必要な事項について、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(以下「景観形成基準」という。)に定めます。

注)『生きる景観*』人々の日常生活の中で身近に見られるまちの景観であり、特にいきいきと生きていることが実感できる個性や魅力ある景観をさしています。

景観形成基準の位置づけ

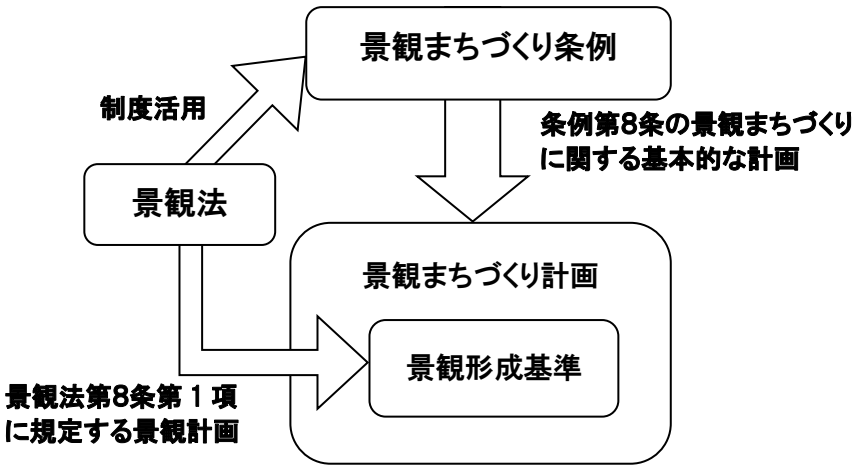

この景観形成基準において、「景観法」とは、景観法(平成16年法律第110号)をさし、「景観まちづくり条例」とは、吹田市景観まちづくり条例(平成20年吹田市条例第24号)をさします。

1.景観計画区域【景観法第8条第2項第1号】

⑴景観計画区域

吹田市全域を景観計画区域として設定します。

位置	吹田市全域　図１のとおり
面積	3,609ha

⑵特に重点的に景観形成を図る地区

景観計画区域内で、特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区(以下「重点地区」という。)として以下を定めます。

ア.景観形成地区

以下のいずれかに該当すると認める地域を景観形成地区として、土地所有者等の意見を聴いて指定します。

(ア)指定方針

a. 現にある良好な住宅地としての景観を保全する必要がある地域又は今後良好な住宅地としての景観を形成していく必要がある地域

b. 歴史的まちなみを保存している地域又は保全する必要がある地域

c. 商業地区及び業務地区並びに文化施設の周辺地域

d. 緑地、丘陵、水辺等により特色のある自然的景観を形成している地域

e. 道路又は河川に沿った地域

f. 前各号に掲げるもののほか、特に景観まちづくりの必要がある地域

(イ)指定地区

別表３の景観形成地区の位置及び区域とします。

イ.景観配慮地区

(ア)指定方針

景観形成地区以外の景観計画区域内において、景観上良好な特性を有する地域又は景観に特に配慮したまちづくりの必要があると認める地域を、景観配慮地区として指定します。

(イ)指定地区

景観配慮地区は地域の景観の現況などを考慮して、順次、指定を行います。

2.良好な景観の形成に関する方針【景観法第8条第３項】

⑴景観計画区域(全域)

「良好な景観の形成に関する方針」は、「景観まちづくり計画」の「基本目標」と「基本方針」のとおりです。

ア.地勢を活かした、潤いのある景観をまもり、はぐくむ

⑺緑の保全と育成を進めます。

⑴潤いのある水辺景観を育成します。

⑼共生の景観保全・整備を進めます。

イ.すべての人が快適に暮らせる「生きる景観」をまもり、はぐくむ

⑺良好な住環境の保全・育成を進めます。

⑴歴史的な景観の保全・整備を進めます。

⑼潜在的な景観資源の活用を進めます。

ウ.調和とめりはりのある景観をつくり、はぐくむ

⑺地域に調和するまちづくりを進めます。

⑴シンボルとなる景観を創造します。

⑼特徴ある景観の活用・演出を進めます。

⑵重点地区

別表３の地区毎の基本目標と基本方針に定めるとおりとします。

3.良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項【景観法第８条第２項第２号】

⑴届出対象行為

景観計画区域及び重点地区における景観法第 16 条第 1 項に基づく届出が必要な行為は以下のとおりとします。以下に該当しない行為は、景観まちづくり条例第 20 条に規定する届出を要しない行為とします。

ア.景観計画区域

区分	規模	対象行為
建築物	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第８条第 1 項第 1 号の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められている地域における高さが 15 メートルを超え、又は建築面積が 600 平方メートルを超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
	上記以外の地域における高さが 10 メートルを超え、かつ、建築面積が 300 平方メートルを超えるもの	
工作物	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条に定める工作物	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
	その他規則で定める工作物	
土地	500 平方メートル以上のもの	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

注)屋外広告物の表示等については景観まちづくり条例に基づく届出が必要です。

イ.重点地区

(ア)景観形成地区

区分	規模	対象行為
建築物	建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知を要する建築物	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
工作物	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条に定める工作物	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
	その他規則で定める工作物	
土地	500 平方メートル以上のもの	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

ただし、別に定める軽易なものは除く

注)屋外広告物の表示等については景観まちづくり条例に基づく届出が必要です。

(イ)景観配慮地区

今後、指定の際に地区の特性に応じて個々に定めます。

⑵行為の制限

ア.景観計画区域

本市における良好な景観の形成に向けた行為の制限は、景観誘導基準（別表1及び別表２）のとおりとします。

注)景観誘導基準における「ガイドラインや方針」とは、「景観デザインマニュアル」及び特定のエリアにおけるガイドラインや方針(「千里ニュータウンのまちづくり指針」、「千里丘地域の大規模開発における景観形成の手引き」及び「内本町・南高浜町周辺のまちなみガイドライン」)とします。

イ.重点地区

重点地区における良好な景観の形成に向けた行為の制限は、重点地区関係（別表3）のとおりとします。

⑶変更命令の対象となる行為の制限

景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為は以下のとおりとします。

ア.建築物の建築等
イ.工作物の建設等

4.景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針【景観法第8条第2項第３号】

景観重要建造物及び景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から眺められ、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。

⑴景観重要建造物

ア.周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物

イ.歴史的、文化的又は建築的価値を持つ建造物

ウ.市民に親しまれている建造物

エ.良好な景観形成のため市長が必要と認める建造物

⑵景観重要樹木

ア.美観風致を維持するため、必要があると認める樹木

イ.市民に親しまれ愛されている樹木

ウ.良好な景観の形成のため市長が必要と認める樹木

5.屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項【景観法第８条第２項第４号イ】

（１）屋外広告物の表示等に係る考え方と方針

まちの中に設置される看板などの屋外広告物は、情報を伝達する重要な手段であると同時に、まちなみなどの景観に影響を与えるものでもあります。

また、屋外広告物はその設置や管理が適正に行われないと、台風などの強風や地震などによって、通行人に危害を及ぼすことにもなりかねません。

吹田市では良好な景観の形成、風致の維持、そして、公衆に対する危害の防止を目的として吹田市屋外広告物条例を定め、屋外広告物の表示・設置・維持について規制・誘導を行っていきます。

（２）屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

①吹田市屋外広告物条例に基づく行為の制限

市域全域を屋外広告物の制限行う地域として設定し、規制・誘導を行います。

ア　屋外広告物の表示・掲出の禁止、許可等

- 屋外広告物の表示・掲出を原則として禁止する「禁止区域」を第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、生産緑地地区等を対象に指定する。
- 屋外広告物を表示等する場合に許可が必要となる許可の区域として都市計画上の用途地域によって3区域に分けて設定する。
  - Ⅰ　重点制限区域　第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域
  - Ⅱ　一般制限区域　重点制限区域及び制限緩和区域を除く地域
  - Ⅲ　制限緩和区域　商業地域・近隣商業地域
- 広告景観特定地区　地域特性に応じた良好な景観の保全、風格のある街並みの形成又は活力に満ちた賑わいの創出のため必要があると認められる地区として指定する。
- 「禁止広告物」（どのような場所にも表示等を行ってはならない広告物）、「禁止物件」（原則として広告物の表示等を行ってはならない物件）を指定する。
- バス、電車等の車両を利用する広告や、電柱・停留所標識を利用する広告に対し、許可の基準を設ける。
- 許可の区域や屋外広告物の種類ごとに高さや表示面積、個数等に関する基準を設定する。

イ　事前協議

- 許可の申請が必要な屋外広告物は、許可の申請の前に市長と協議を行う。

②吹田市景観まちづくり条例に基づく行為の制限

吹田市景観まちづくり条例に基づく届出を要する屋外広告物を設定し、屋外広告物の質の向上に向けた誘導を行います。

ア　届出対象行為　下記のいずれかに該当する場合で、吹田市屋外広告物条例に基づく協議を行う場合を除く。

Ⅰ　高さ4mを超えるもの

Ⅱ　総表示面積が30㎡を超えるもの

Ⅲ　別表に規定する建築物或いは工作物の壁面の1/3を超えるもの

イ　制限の内容

景観計画区域内での行為の制限については、景観誘導基準（別表1）のとおりとする。また、重点地区内での行為の制限については、重点地区関係（別表３）のとおりとする。

６.景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設に関する許可の基準

【景観法第8条第２項第４号ロ及びハ】

景観計画区域における良好な景観形成の推進には、公共空間・公共施設の整備が重要な役割を担います。このため、景観形成における重要な役割を担う公共施設を対象に、公共施設管理者と景観重要公共施設としての位置づけ、整備に関する事項及び許可の基準等に関して、協議を進めていきます。

図１　景観計画区域図

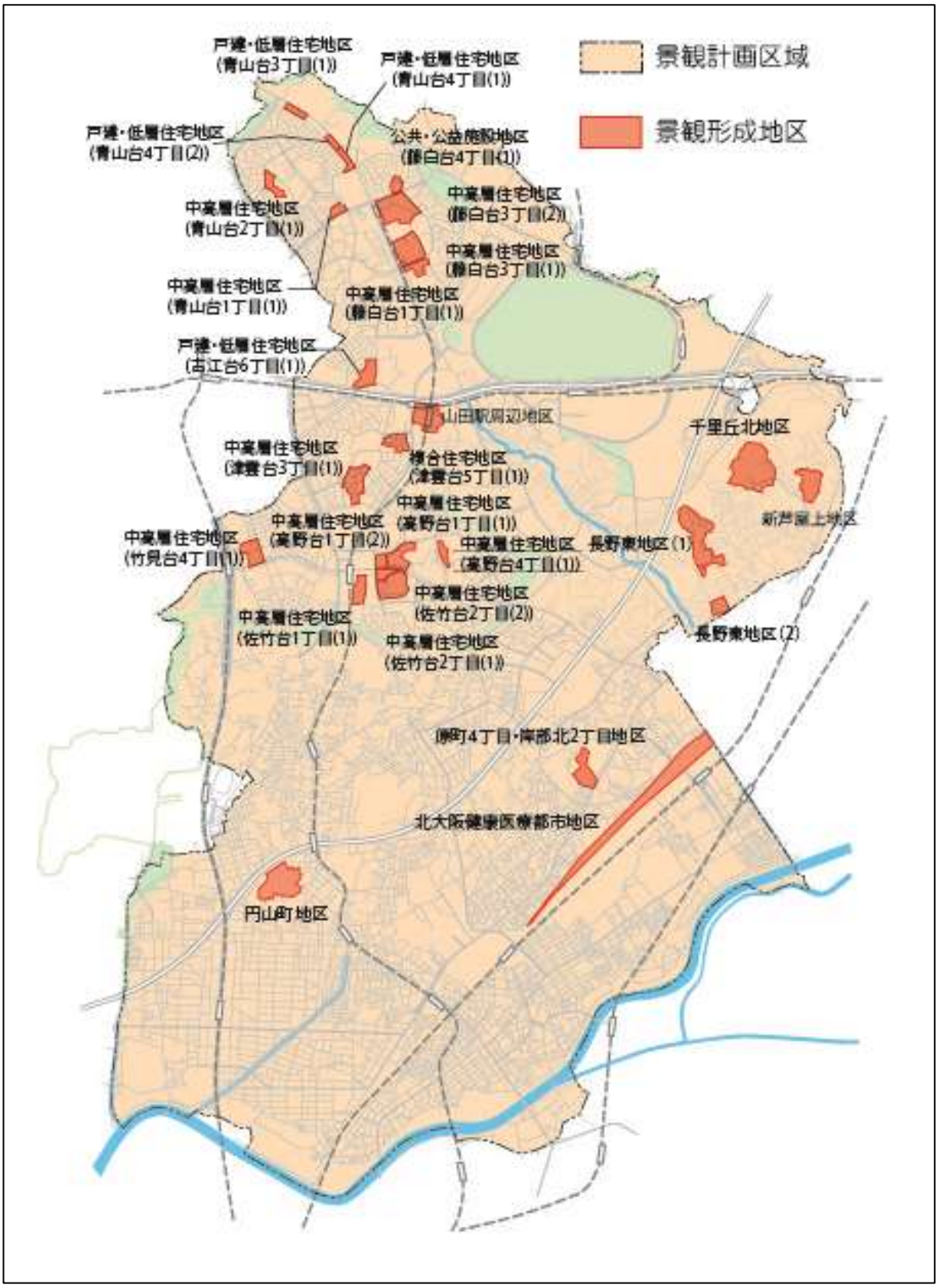
景観計画区域
景観形成地区
戸建・低層住宅地区
(青山台3丁目(1))
戸建・低層住宅地区
(青山台4丁目(1))
戸建・低層住宅地区
(青山台4丁目(2))
公共・公益施設地区
(緑白台4丁目(1))
中高層住宅地区
(緑白台2丁目(1))
中高層住宅地区
(緑白台3丁目(2))
中高層住宅地区
(緑白台3丁目(1))
中高層住宅地区
(青山台1丁目(1))
中高層住宅地区
(緑白台1丁目(1))
戸建・低層住宅地区
(古江台6丁目(1))
山田駅周辺地区
千里丘北地区
中高層住宅地区
(津雲台3丁目(1))
複合住宅地区
(津雲台5丁目(1))
中高層住宅地区
(高野台1丁目(1))
中高層住宅地区
(高野台1丁目(2))
新芦屋上地区
中高層住宅地区
(竹見台4丁目(1))
中高層住宅地区
(高野台4丁目(1))
長野東地区(1)
中高層住宅地区
(佐竹台2丁目(2))
中高層住宅地区
(佐竹台1丁目(1))
中高層住宅地区
(佐竹台2丁目(1))
長野東地区(2)
原町4丁目・岸部北2丁目地区
北大阪健康医療都市地区
円山町地区

別表 1　景観誘導基準

1.共通事項

⑴本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するように努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 ⑵景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画及び地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画・設計を行う。 ⑶景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアではガイドライン等を取り入れた設計・計画に努める。

2.建築物

⑴住居系用途地域(都市計画法第８条の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、又は工業地域に定められている地域以外の地域)

1.全体計画・配置等	⑴ 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める
	⑵ 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように努める
2.屋根の形態意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める
3.外壁の形態意匠及び素材	⑴ 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する
	⑵ 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
	⑶ アクセントカラー以外の色彩は別表２による
	⑷ 色彩の氾濫を防ぐ
	⑸ アクセントカラーは、各立面の 1/20 以内とする
	⑹ 周囲と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする
	⑺ 歴史の景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する
4.屋上工作物等・附帯設備	⑴ 乱雑にならないよう配慮する
	⑵ 夜間景観に配慮する
5.敷際	ゆとりの空間や視覚的な広がりの確保、緑化に努める
6.駐車・駐輪場、ごみ置場	道路からの見え方に配慮する
7.植栽	緑の保全と育成に努める

⑵商業系用途地域(都市計画法第８条の規定により近隣商業地域、商業地域に定められている地域)

1.全体計画 ・配置等	⑴ 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める
	⑵ 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように努める
	⑶ 商業施設の場合は敷際の開放性を高め、回遊性ある空間にするよう努める
	⑷ 業務施設は周辺の建物と壁面位置を揃え、ファサードを整えるよう努める
2.屋根の形態 意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める
3.外壁の形態 意匠及び素材	⑴ 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する
	⑵ 単調にならないよう工夫する
	⑶ 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
	⑷ アクセントカラー以外の色彩は別表２による
	⑸ 色彩の氾濫を防ぐ
	⑹ アクセントカラーは各立面の 1/10 以内とする
	⑺ 周囲と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする
	⑻ ミラーガラスの使用は周囲との調和に十分配慮し、住宅が隣接する場合は使用を極力避ける
	⑼ 歴史の景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する
4.屋上工作物等 ・附帯設備	⑴ 乱雑にならないよう配慮する
	⑵ 夜間景観に配慮する
5.敷際	ゆとりの空間や視覚的な広がりの確保、緑化に努める
6.駐車・駐輪場、ごみ置場	道路からの見え方に配慮する
7.植栽	緑の保全と育成に努める

⑶ 工業系用途地域(都市計画法第８条の規定により準工業地域又は工業地域に定められている地域)

1.全体計画 ・配置等	⑴ 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める
	⑵ 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように努める
	⑶ 商業施設の場合は敷際の開放性を高め、回遊性ある空間にするよう努める
	⑷ 業務施設は周辺の建物と壁面位置を揃え、ファサードを整えるよう努める
2.屋根の形態 意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める
3.外壁の形態 意匠及び素材	⑴ 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する
	⑵ 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
	⑶ アクセントカラー以外の色彩は別表２による
	⑷ 色彩の氾濫を防ぐ
	⑸ アクセントカラーは各立面の 1/5 以内とする
	⑹ 周囲と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする
	⑺ ミラーガラスの使用は周囲との調和に十分配慮し、住宅が隣接する場合は使用を極力避ける
	⑻ 歴史の景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する
4.屋上工作物等 ・附帯設備	⑴ 乱雑にならないよう配慮する
	⑵ 夜間景観に配慮する
5.敷際	ゆとりの空間や視覚的な広がりの確保、緑化に努める
6.駐車・駐輪場、 ごみ置場	道路からの見え方に配慮する
7.植栽	緑の保全と育成に努める

3.工作物

1.周辺との調和に配慮する
2.圧迫感の低減に努める
3.色彩は別表２による

4.開発行為

1.周辺との調和に努める
2.緑の保全と育成に努める

5.屋外広告物

１	周辺景観の特徴を読み取り、まちなみに調和するデザインを施す。
２	まちなみに適した必要最小限の大きさとする。
３	建築物又は設置する場所と一体的なデザインを施す。
４	建築物の外壁に調和し、安全で耐久性のある材質を使用する。
５	設置する数量を極力少なくする。
６	複数設置する場合は、統一感を持たせること。
７	表示する情報量の整理に努める。
８	表示する文字、図柄などは、良質なデザインを施す。
９	色数は極力少なくし、色相はコントラストの強い配色を避ける工夫をする。
１０	まちなみと調和する夜間景観とし、照明の数量や光源の見え方にも配慮する。

別表２　色彩の景観誘導基準

色彩の景観誘導基準は、以下の表の範囲内とする。

［色彩の景観誘導基準は、マンセル表色系によるマンセル値で示します。この表示方法は日本工業規格のＺ8721（色の表示方法-三属性による表示）に採用されているものです。］

・・・図２、図３参照

色相		明度	彩度
R(赤)	2.5 未満	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満
	2.5～7.5 未満	7.0 以上 8.5 以下	3.0 未満
		5.0 以上 7.0 未満	5.0 未満
	7.5 以上	5.0 以上 8.5 以下	5.0 未満
YR(黄赤)			
Y(黄)	7.5 未満		
	7.5 以上	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満
GY(黄緑)			
G(緑)			
BG(青緑)			
B(青)			
PB(青紫)			
P(紫)			
RP(赤紫)			
N(無彩色)		5.0 以上 8.5 以下	-

注 1）着色していない自然素材（木、石、ガラス等）の色は除きます。
注 2）市長が特に認めるものは除きます。

図２　色相環でみた景観誘導基準の範囲と無彩色の景観誘導基準の範囲

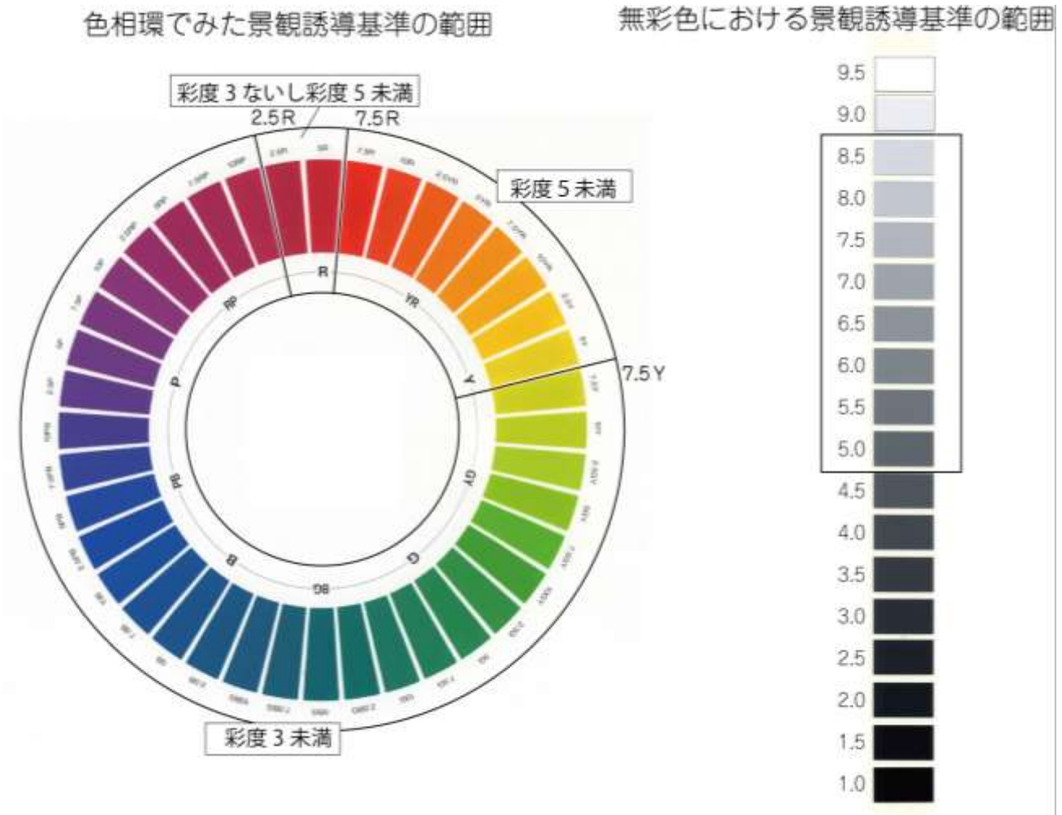

注）この図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

図３　色彩の景観誘導基準(代表的な色彩のカラーチャート)

：景観誘導基準

注1)この図は代表的な色を例示しているものであり、すべての色彩についての基準を示すものではありません。

注 2)この図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

別表３　重点地区関係

1.景観形成地区

(1)山田駅周辺地区

ア.位　　置・・・吹田市山田西３丁目、４丁目及び津雲台５丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

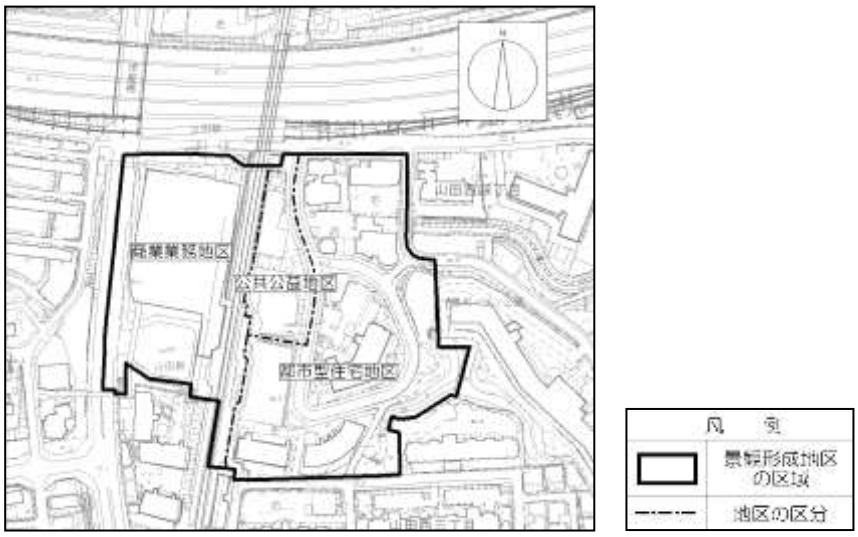

ウ.面　　積・・・約 4.6ｈａ

エ.経　　過・・・1.吹田市都市景観要綱(平成９年吹田市告示第 80 号。以下「旧要綱」という。)に基づき平成 14 年７月１日に指定、告示。
2.旧要綱の規定に基づき景観形成地区の基本方針及び地区景観形成基準を平成 14 年７月９日に制定、告示。
3.景観まちづくり条例に基づく景観形成地区に移行、平成 21 年４月１日施行。
4. 令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.公共施設空間
(1)まちの顔となるような質の高い空間整備をめざす。
(2)本地区に住む人・訪れる人が、快適で、安全・安心して集い、利用できる空間づくりをめざす。
(3)「暮らしの場」、「賑わいの場」、「潤いと憩いの場」の演出に努め、市民に愛される空間づくりをめざす。
2.建物敷地空間および公共施設空間に準じる空間(注)
(1)まちの顔となるような質の高い空間整備をめざす。
(2)周辺環境と調和する緑化に配慮した景観づくりをめざす。
(3)地域の特性を活かした個性のある景観づくりをめざす。
(4)人と環境にやさしい、良好なまちなみづくりをめざす。
(注：公共性の高い通路など)

カ.基本方針・・・1.人と環境にやさしいまちなみの創出
2.地域のみどりを活かした市北部の玄関口にふさわしい個性あふれるまちなみの創出
3.地域にとけこむ新しいまちなみの創出
4.潤いとゆとり、活気と賑わいのある、安全で快適な公共空間の創出
5.地域住民の景観に対する意識の向上

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)公共公益地区・都市型住宅地区(東側地区)

a.建築物

1.全体計画	周辺と調和したデザインとする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 無彩色(有彩色の場合は、明度 3.0 以下、彩度 6.0以下)を基本とする。 (2) 光沢のないものを使用するよう努める。 (3) 丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) アクセントカラー以外の色彩は、Y、YR 系を基本とし、Y 系は彩度 2.0 以下、YR 系は彩度 3.0 以下とする。その他の色相は彩度 2.0 以下とする。各色相とも明度 7.0 以上とする。 (2) 設備類等は隠蔽するよう配慮する。 (3) 丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
4.屋上工作物等 ・附帯設備	(1) 共同住宅の場合はバルコニーの物干し、設備類が外部から見えないように工夫する。 (2) 受水槽、電気室等の附帯施設は、建物内部に設置する。屋外に設置する場合は植栽等により、外部から見えない工夫を施す。
5.敷際	(1) 道路空間と調和のある仕上げ材を使用し、緑化等を利用し、ゆとり・ひろがり・隣地とのつながりを演出する。 (2) 門扉・塀は、生垣など開放的なものとする。やむを得ずフェンス等とする場合は高さを 1.2m以下とし、透視性のあるものとする。
6.駐車場	(1) 車の出入り口は原則 1 か所とし、駐車形態はいわゆる“串刺し”状態(道路から直接駐車する形態)は行わない。 (2) 駐車区画の舗装仕上げは質感のある素材などで工夫する。 (3) 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、通りから直接見えないように工夫し、機械部分の塗装は光沢のないものとする。
7.駐輪場	駐輪場は建物内部に設置する。やむをえず外部へ設置する場合は、設置場所及びデザインに充分考慮する。
8.ごみ置場	建物と一体化する。別に設置する場合は、位置を考慮し、建物と一体的なデザインを施す。
9.植栽	(1) 前面道路側へ積極的な緑化を行い、隣地側緑化とのつながりにも配慮する。 (2) 自然景観の創出等めりはりのある植栽計画を行う。 (3) 擁壁周辺には緑化(植栽)を行う。
10.住宅低層部の 商業施設等	夜間の景観に配慮するため、ショーウィンドーなどは透過性のあるガラスなどを使用し、閉店時はパイプシャッターなどを活用するなど閉鎖性を軽減し、連続性を持たせるとともに、不要な光を外部に発散させないなど工夫し、また、省資源化に努める。

b.工作物

擁壁	⑴ 仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 ⑵ 垂直緑化等による圧迫感の軽減にも配慮する。

c.共通事項

⑴ 劣化しにくい材料を使用し、褪色や汚れには速やかに対処するなど維持管理に努める。
⑵ 安易な自動販売機の設置は行わない。必要に応じて設置する場合は、建物デザインに配慮した位置、デザイン、仕様とする。
⑶ 建設工事に着手するまでは、周辺に配慮した適切な管理を行う。
⑷ 工事中は、安全確保に努めると共に道路を通行する人々に楽しさ、親しみのある仮囲いを施す。

d屋外広告物

⑴ 広告物は、壁面広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。
⑵ 壁面広告物は集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。大きさは、取付壁面の 1/20 以下、かつ、表示面積の合計 10 ㎡以下、建物の前面側１か所とする。
⑶ 壁面広告物に代えて地上設置型広告物を設置する場合は、自家用のみとし高さ７m以下、かつ、表示面積の合計５㎡以下、1 敷地に 1 か所を基本とし、敷地内に設置する。
⑷ 広告物の地色は低彩度色を使用し、蛍光色やネオン管は使用しない。また、点滅広告物は掲出しない。
⑸ シーズン毎などに掲出する幟（のぼり）、懸垂幕の掲出は行わない。（ただし、当初サイン計画にあるバナー等は除く。）

⑷商業業務地区・駅舎・バスターミナル(西側地区)

a.建築物

1.全体計画	周辺と調和したデザインとする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	⑴ 無彩色(有彩色の場合は、明度 3.0 以下、彩度 6.0 以下)を基本とする。 ⑵ 光沢のないものを使用する。 ⑶ 丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
3.外壁の形態 意匠及び素材	⑴周辺と調和したデザインとし、分節化等により圧迫感を軽減する。設備類等は隠蔽するよう工夫する。 ⑵ アクセントカラー以外の色彩は、低彩度色を使用する。 ⑶ 丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
4.敷際	道路・バスターミナルと一体となる素材を用いて、質感のある仕上げ、緑化を行い、にぎわい・ひろがりを演出する。
5.ごみ置場	店舗・事務所等のごみ置き場は、建物内に設置し、清掃等維持管理に努める。

6.植栽	(1) 前面道路側への積極的な緑化計画を行う。 (2) シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。
7.建築物(商業施設)の低層部	(1) ショーウィンドーなどの外壁側は、透過性のあるガラスなどを使用し、潤いやにぎわいのある空間づくりに努める。 (2) 夜間の景観に配慮するため、閉店時はパイプシャッターなどを活用し閉鎖性を軽減するとともに、不要な光を外部に発散させないなど工夫し、また、省資源化に努める。

b.工作物

1.擁壁	(1) 仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 (2) 垂直緑化等による圧迫感の軽減にも配慮する。
2.デッキ等	周辺と調和したデザインとし、アクセントカラー以外の色彩は建物、周辺環境と調和する色彩を用いる。

c.共通事項

(1) 劣化しにくい材料を使用し、褪色や汚れには速やかに対処するなど維持管理に努める。 (2) 安易な自動販売機の設置は行わない。必要に応じて設置する場合は、建物デザインに配慮した位置、デザイン、仕様とする。

d.屋外広告物

1.商業施設	(1) 広告物は壁面広告物（懸垂広告物を含む）、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。 (2) 壁面広告物は、集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。大きさは、西側道路側、バスターミナル側は取付壁面の 1/20 以下、また、線路側（阪急電車、大阪モノレール）は、各壁面につき 40 ㎡以下とする。ただし、集約して掲出してもよい。 (3) 広告幕（懸垂幕、横断幕）の掲出は、バスターミナル側のみとする。 (4) 地上設置型広告物を設置する場合は、集合化した自家用のみとし、建物と一体感を持たせたものとする。高さ 10m以下、かつ、表示面積の合計 20 ㎡以下とし、敷地内１か所を基本とする。 (5) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告物は隠蔽型とし、点滅広告物は設置しない。
2.駅舎	(1) 広告物は壁面広告物のみとし、地上設置型広告物、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告幕、広告旗等の掲出は行わない。 (2) 壁面広告物は、集合化して掲出する。大きさは、取付壁面の 1/20 以下とする。
3.バスターミナル	総合案内、乗り場・行き先案内とする。また、公共的通路（東西連絡地下通路、２階連絡通路）についても同様とし、掲出方法に十分配慮する。
4.その他	(1) 誘導サイン（駐車場・駐輪場・駅案内等）は、一体的なデザインとする。 (2) 広告物の地色は低彩度色を使用し、建物や周辺環境と調和する色彩とする。原色･蛍光色はアクセントとしてのみ使用するよう努める。

⑵新芦屋上地区

ア.位　　置・・・吹田市新芦屋上地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

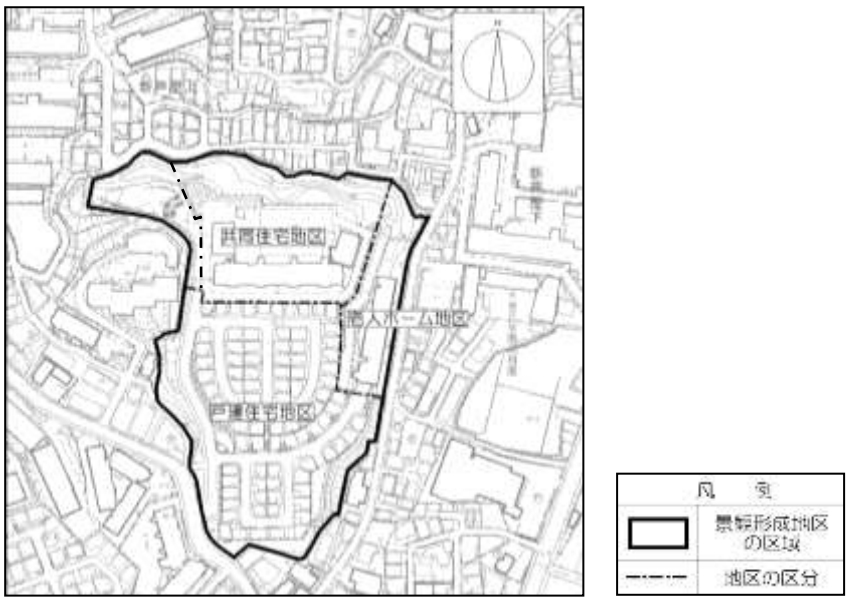

ウ.面　　積・・・約 4.0ｈａ

エ.経　　過・・・1.旧要綱に基づき平成 17 年８月２日に指定、告示。
2.旧要綱の規定に基づき景観形成地区の基本方針及び地区景観形成基準を平成 17 年８月９日に制定、告示。
3.景観まちづくり条例に基づく景観形成地区に移行、平成 21 年４月１日施行。
4. 令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・地形特性を活かした斜面緑地の面影を残し、みどりと建物が調和し、落ち着いたまちなみを維持・向上させ、市民の景観意識の高揚をめざします。

カ.基本方針・・・1.地域のみどりを活かした潤いとゆとりのある人に優しいまちなみの創出
2.地域にとけこむ新しいまちなみの創出
3.地域住民の景観に対する意識の向上

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

⑺戸建住宅地区

ａ.建築物

1.全体計画	周辺環境と調和した意匠とする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	⑴ 屋根は勾配屋根とする。 ⑵ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面より、軒先は 200mm 以上、けらばは 100mm 以上突き出すことを基本とする。 ⑶ 屋根は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色とし、無彩色(白～灰～黒色)明度 5.0 以下、若しくは YR(黄赤)、R(赤)系明度 5.0 以下、彩度 6.0 以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。 ⑷ 質感、素材感のある素材とする。

3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。 (2) アクセントカラー以外の色彩は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、無彩色、若しくはYR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度4.0以下、その他の色相は彩度2.0以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。 (3) 質感、素材感のある素材とする。
4.敷際	(1) 道路に面する部分は開放的な空間となるよう工夫する。やむを得ず、かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣または透視可能な高さ1.2mまでの構造とする。 (2) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材とする。 (3) 駐車場は平面駐車を基本とし、路面素材は表情のあるものを使用する。

b.工作物

擁壁	できる限り植栽で覆い、仕様や色味は植栽を活かすものとする。

c.屋外広告物

(1) 自己の敷地内で処理し自家用のもの、表示面積の合計は 1 ㎡以下とする。ただし、管理棟は除く。 (2) 地色は低彩度のものとする。

(イ)共同住宅地区

a.建築物

1.形態意匠及び 素材	(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。 (2) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。 (3) 周辺のまちなみや緑地になじみやすい色味とし、外壁のアクセントカラー以外の色彩は明度6.0以上、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度3.0以下、その他の色相は彩度2.0以下とする。 (4) 質感、素材感のある素材とする。
2.駐車場・駐輪場	主の建築物と一体化する、デザインを合わせた附属する施設とするなどの配慮を行う。屋外とする場合は、公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくいよう配慮を行い、殺伐とした空間とならないよう、路面素材などを十分考慮する。
3.ごみ置場	建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくい位置に配置するなどの配慮を行う。

b.共通事項

⑴ 千里丘陵の特徴である斜面緑地を残し、里山の環境、景観をできる限り保持し、地域の共有資源として地域住民が自然に親しむ場として工夫をし、維持管理に努める。 ⑵ 敷地境界には積極的な緑化を行い、周辺環境とつながりを意識し、ひろがり・ゆとりのある植栽計画とする。

c.屋外広告物

⑴ 壁面広告物、地上設置型広告物のみとし、表示面積の合計は 10 ㎡以下とする。 ⑵ 周辺環境や建物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。

⑺老人ホーム地区

a.建築物

1.形態意匠及び素材	⑴ 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。 ⑵ 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。 ⑶ 周辺のまちなみや緑地になじみやすい色味とし、外壁のアクセントカラー以外の色彩は明度 6.0 以上、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度 4.0 以下、その他の色相は 2.0 以下とする。 ⑷ 質感、素材感のある素材とする。
2.駐車場・駐輪場	主の建築物と一体化する、デザインを合わせた附属する施設とするなどの配慮を行う。屋外とする場合は、公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくいよう配慮を行い、殺伐とした空間とならないよう、路面素材などを十分考慮する。
3.ごみ置場	建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくい位置に配置するなどの配慮を行う。

b.共通事項

⑴ 千里丘陵の特徴である斜面緑地を残し、里山の環境、景観をできる限り保持し、地域の共有資源として地域住民が自然に親しむ場として工夫をし、維持管理に努める。 ⑵ 敷地境界には積極的な緑化を行い、周辺環境とつながりを意識し、ひろがり・ゆとりのある植栽計画とする。

c. 屋外広告物

⑴ 自家用のもので壁面広告物、地上設置型広告物のみとする。また、表示面積の合計は 10 ㎡以下とする。 ⑵ 周辺や建物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。

⑶長野東地区(1)

ア.位　　置・・・吹田市長野東、千里丘西地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

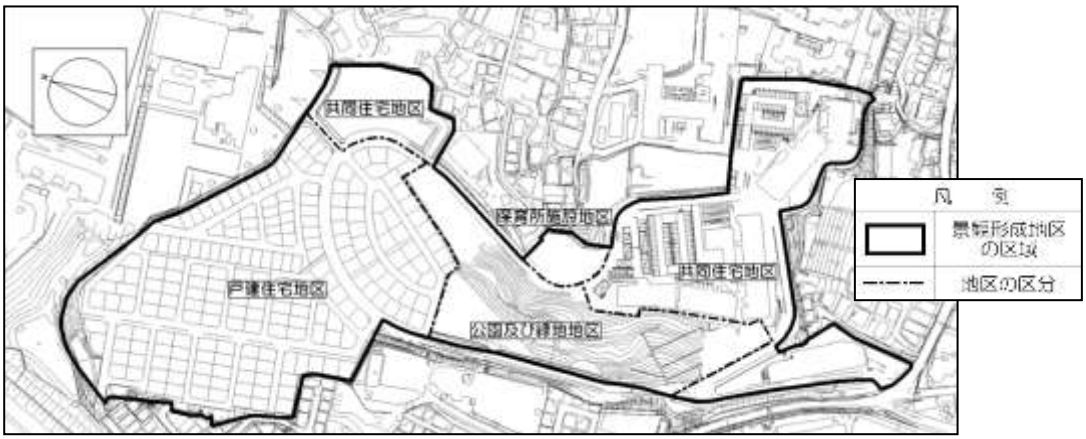

ウ.面　　積・・・約 8.8ｈａ

エ.経　　過・・・1.旧要綱に基づき平成 20 年１月 16 日に指定、告示。
2.旧要綱の規定に基づき景観形成地区の基本方針及び地区景観形成基準を平成 20 年１月 18 日に制定、告示。
3.景観まちづくり条例に基づく景観形成地区に移行、平成 21 年４月１日施行。
4.平成 22 年３月 15 日一部変更、告示し、平成 22 年４月１日施行。
5.平成 22 年 12 月 15 日一部変更し、平成 22 年 12 月 17 日告示、施行。
6. 令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・1.自然緑地をまもり、はぐくみ、丘陵地としてみどり豊かな緑地空間の創出と育成
2.落ち着いた、潤いのあるまちなみの創出
3.地域住民の景観に対する意識の向上

カ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ｱ).戸建住宅地区

ａ.建築物

1.全体計画	周辺環境と調和した意匠とする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 屋根は勾配屋根とする。 (2) 屋根は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色とし、無彩色(白～灰～黒色)は明度 5.0 以下、若しくは YR(黄赤)、R(赤)系の色相は明度 5.0 以下彩度 6.0 以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。 (3) 質感、素材感のある素材とする。
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。 (2) アクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系の色相は彩度 4.0 以下、その他の色相は彩度 2.0 以下とする。ただし、自然素材は除く。 (3) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。 (4) 質感、素材感のある素材とする。

4.敷際	⑴ 壁面後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 ⑵ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な高さ 1.2mまでの構造とする。 ⑶ 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材とする。 ⑷ 駐車場は平面駐車を基本とし、路面素材は表情のあるものを使用する。

b.共通事項

⑴ 道路に面する部分は閉鎖的な空間とならないよう工夫する。 ⑵ 道路からの視線を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。

c.屋外広告物

⑴ 広告物は自家用のみとする。 ⑵ 表示面積の合計は 1 ㎡以下とする。 ⑶ 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。 ⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

(イ).共同住宅地区

a.建築物

1.形態意匠及び素材	⑴ できる限り中高木が植えられるよう前面道路の境界線から建築物を後退する。 ⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、バルコニー、開口部、スリット等を工夫し、変化をもたせるなどの配慮をする。 ⑶ 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。 ⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、明度 6.0 以上 9.0 以下とする。YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系の色相は彩度 3.0 以下、その他の色相は彩度 2.0 以下とする。ただし、自然素材は除く。 ⑸ 質感、素材感のある素材とする。
2.敷際	⑴ 道路際はできる限り緑化するものとし、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 ⑵ みどりの連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
3.駐車場・駐輪場	駐車場・駐輪場は、主の建築物と一体化する、デザインを合わせるなどの配慮をする。屋外とする場合は、公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくいよう配慮し、殺伐とした空間とならないよう配慮する。
4.ごみ置場	ごみ置場は、主の建築物と一体化する。別に設ける場合は、公共空間から見えにくい場所に配置する、デザインを合わせるなどの配慮をする。

b.屋外広告物

⑴ 広告物は自家用のみとする。
⑵ 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。
⑶ 表示面積の合計は 10 ㎡以下とする。
⑷ 広告物の取付位置は地盤面より高さ 10m以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

(ウ)公園及び緑地地区

a.工作物

⑴ 周辺環境と調和した意匠とする。
⑵ 道路に面する部分の工作物の色彩は、周辺環境と調和した色とし、明度 8.5 以下、YR(黄赤)系の色相で彩度 3.0 以下若しくは無彩色(白～灰～黒)とする。ただし、素材色若しくは注意喚起のための色彩は、この限りではない。
⑶ かき又はさくの色彩は、周辺環境と調和した色とし、明度 6.0 以下、無彩色若しくは YR(黄赤)系の色相で彩度 3.0 以下とする。ただし、素材色若しくは注意喚起のための色彩は、この限りではない。
⑷ 質感、素材感があり、劣化しにくい素材とする。

b.共通事項

⑴ 緑地は、在来種を活かした植生を考慮し、周辺からの視認にも配慮する。
⑵ 公園は、緑地と調和し、四季を演出する植栽計画とする。

c. 屋外広告物

⑴ 広告物の高さは、1.5m以下とする。
⑵ 広告物の支柱の色彩は、無彩色（白～灰～黒）若しくは YR（黄赤）、Y（黄）系の色相は彩度 2 以下、その他の色相は彩度 1 以下とする。ただし、素材色はこの限りではない。
⑶ 表示面積は 1 基あたり 0.8 ㎡までとする。

(エ)保育所施設地区

a.建築物

<table>
<tr><td>1.全体計画・配置等</td><td>(1) 公園との関わりを考慮し、周辺景観と調和した計画とする。
(2) 道路からの視認性を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。</td></tr>
<tr><td>2.形態意匠及び
素材</td><td>(1) 壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、バルコニー、開口部、外壁デザインの分節化等を工夫し、表情を持たせるなどの配慮をする。
(2) 設備類は見えにくい位置に配置する。
(3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。
(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>全色相</td><td>6.0 以上 8.5 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
</table>
(5) 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>3.敷際</td><td>(1) 道路際はできる限り緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。
(2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
(3) フェンスの色彩は黒又は茶系とする。</td></tr>
<tr><td>4.駐車場・駐輪場</td><td>駐車・駐輪車両が見えにくい場所に配置するよう配慮する。</td></tr>
<tr><td>5.ごみ置場</td><td>主の建物等とデザインを合わせるなどの配慮をする。</td></tr>
</table>

b. 屋外広告物

(1) 自家用のみとする。
(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。
(3) 取り付け位置は地盤面より 8m以下とする。
(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

⑷戸建・低層住宅地区(青山台４丁目(1))

ア.位　　置・・・吹田市青山台４丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

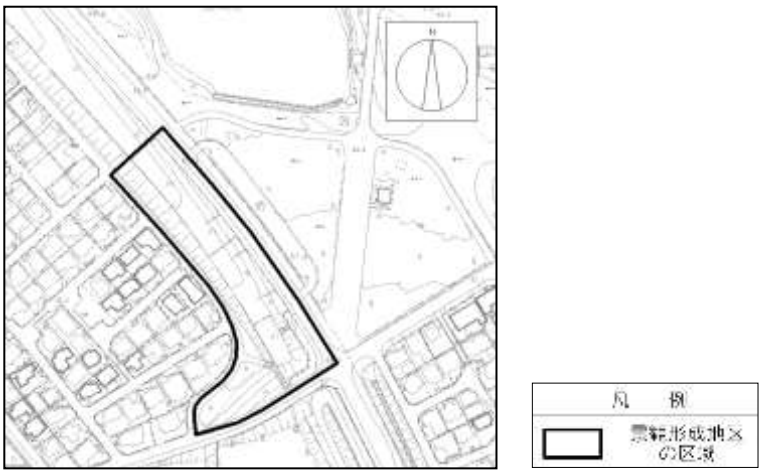

ウ.面　　積・・・約 1.1ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成 22 年３月 15 日指定、告示し、平成 22 年４月１日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくり、はぐくむ。

カ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

ａ.建築物

<table>
<tr><td>1.全体計画</td><td>⑴ 周辺環境と調和した意匠とする。
⑵ 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。
⑶ 潤いのある空間の創出をはかる。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 屋根は勾配屋根を基本とする。
⑵ 屋根は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 屋根の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>5.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>5.0 以下</td><td>6.0 以下</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>3.0 以下</td><td>3.0 以下</td></tr>
</table>
⑷ 質感、素材感のある素材とする。
⑸ 光沢のない素材を使用する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>3.外壁の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。
⑵ 外壁の色彩は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。
⑶ 外壁の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>—</td></tr>
<tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>5.0 以上 7.0 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
</table>
⑷ 道路に面する外壁の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。
⑸ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。
⑶ かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。
⑷ 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。
⑸ 駐車場はできる限り機械式駐車とせず、路面素材は表情のあるものを使用する。</td></tr>
</table>

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 ⑵ 垂直緑化等による圧迫感の軽減に配慮する。

c. 屋外広告物

⑴ 広告物は自家用のみとする。
⑵ 表示面積の合計は 1 ㎡以下とする。
⑶ 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。
⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

⑸公共・公益施設地区(藤白台４丁目(1))

ア.位　　置・・・吹田市藤白台４丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約 1.1ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成 22 年３月 15 日指定、告示し、平成 22 年４月１日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。

カ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

ａ.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 公園との関わりを考慮し、周辺景観と調和した計画とする。 ⑵ 道路に面する部分は開放的な空間となるよう工夫する。 ⑶ 道路からの視認性を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。
2.形態意匠及び素材	⑴ 壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、バルコニー、開口部、外壁デザインの分節化等を工夫し、表情を持たせるなどの配慮をする。 ⑵ 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する。 ⑶ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 ⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 色相：全色相／明度：5.0 以上 8.5 未満／彩度：3.0 未満 ⑸ 質感、素材感のある素材とする。
3.敷際	⑴ 道路際はできる限り緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 ⑵ みどりの連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 ⑶ やむを得ずフェンス等を設置する場合は黒又は茶系の色彩とする。
4.駐車場・駐輪場	公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくい場所に配置するよう配慮する。
5.ごみ置場	公共空間から見えにくい場所に配置する、デザインを合わせるなどの配慮をする。

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は植栽空間の確保や壁面緑化に努める。 ⑶ 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。

c.開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した計画とする。 ⑵ 出入り口の配置は、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 広告物は自家用のみとする。
⑵ 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。
⑶ 表示面積の合計は 10 ㎡以下とする。
⑷ 広告物の取り付け位置は地盤面より 8m以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

⑹中高層住宅地区(佐竹台1丁目(1))

ア.位　　置・・・吹田市佐竹台１丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約 2.9ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成 22 年３月 15 日指定、告示し、平成 22 年４月１日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

ａ.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 ⑵ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 ⑶ 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 ⑷ 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 ⑸ 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 ⑹ 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 ⑺ 既存敷地内の歩行者通路を保存・活用する計画とする。 ⑻ 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。

<table>
<tr><td></td><td>⑼ 敷地内の歩行者通路や階段等に、照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
⑽敷地内のサインは、景観に配慮した、施設のサイン計画とする。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>3.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>有彩色</td><td>3.0 以下</td><td>3.0 以下</td></tr>
</table>
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び
素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>5.0 以上 8.0 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>5.0 以上 7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑸ 外壁の色彩を 2 色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は 2 以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 道路や敷地境界より極力後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。
⑶ 駐車場の駐車区画の舗装仕上げは質感のある素材などで工夫する。
⑷ 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
</table>

6.ごみ置場・付帯施設等	⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 ⑵ 植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。 ⑶ 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。
7.植栽	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 ⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 ⑷ 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c .開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。
⑵ 壁面広告物のみとする。
⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(7)中高層住宅地区(佐竹台２丁目(1))

ア.位　　置・・・吹田市佐竹台２丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約 4.7ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成 22 年３月 15 日指定、告示し、平成 22 年４月１日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 既存敷地内の歩行者通路を保存・活用する計画とする。 (8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。

<table>
<tr><td></td><td>⑼ 敷地内の歩行者通路や階段等に、照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
⑽敷地内のサインは、景観に配慮した、施設のサイン計画とする。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>3.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>有彩色</td><td>3.0 以下</td><td>3.0 以下</td></tr>
</table>
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び
素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。
⑸ 外壁の色彩を 2 色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は 2 以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 道路や敷地境界より極力後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。
⑶ 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。
⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</td></tr>
</table>

7.植栽	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 ⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 ⑷ 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。

b. 工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c. 開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。
⑵ 壁面広告物のみとする。
⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

⑻中高層住宅地区(竹見台４丁目(1))

ア.位　　置・・・吹田市竹見台４丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約 2.9ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成 22 年８月 23 日指定、告示し、平成 22 年９月１日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

ａ.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 ⑵ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 ⑶ 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 ⑷ 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 ⑸ 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 ⑹ 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 ⑺ 既存敷地内の歩行者通路を保存・活用する計画とする。 ⑻ 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。

<table>
<tr><td></td><td>⑼ 敷地内の歩行者通路や階段等に照明灯を設置する場合は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。
⑽ 敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>3.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>有彩色</td><td>3.0 以下</td><td>3.0 以下</td></tr>
</table>
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び
素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>8.5 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>ＹＲ(黄赤)</td><td>8.0 以下</td><td>4.0 以下</td></tr>
<tr><td>Ｒ(赤)・Ｙ(黄)</td><td>8.0 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑸ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。
⑶ 照明灯の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
</table>

6.ごみ置場・付帯施設等	⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 ⑵ 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。 ⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。
7.植栽	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 ⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 ⑷ 植栽部分に照明灯を設置する場合は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。

b. 工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c. 開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。
⑵ 壁面広告物のみとする。
⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

⑼原町4丁目・岸部北2丁目地区

ア.位　　置・・・吹田市原町４丁目、岸部北２丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

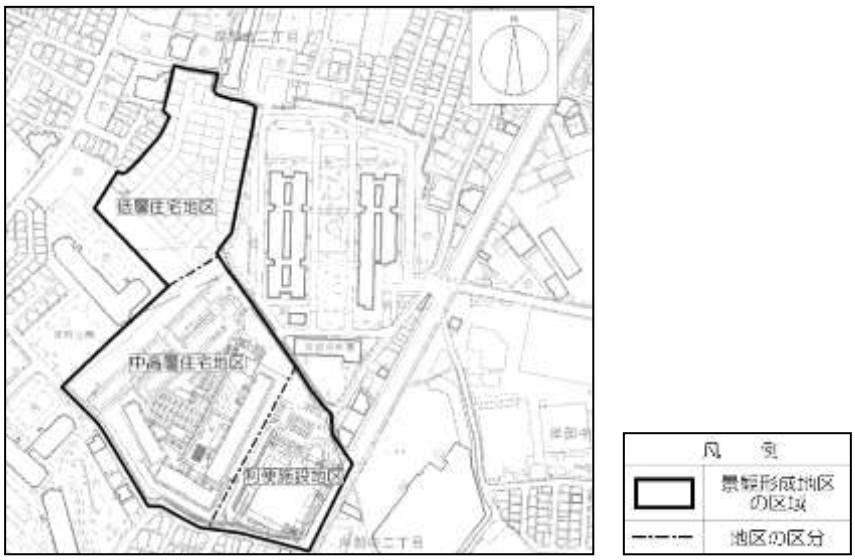

ウ.面　　積・・・約 3.5ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成 22 年８月 23 日指定、告示し、平成 22 年９月１日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・1.ゆとりや潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.生垣や並木、屋根などの連続性や統一性をまもり、はぐくむ。
3.活気とにぎわいのある幹線道路沿いの景観をつくり、はぐくむ。

カ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ｱ).利便施設地区

ａ.建築物

1.全体計画・配置等	賑わいの中にも、周辺地域と調和し、全体的にまとまりのある計画とする。
2.屋根の形態意匠及び素材	⑴ 無彩色(有彩色の場合は、明度 3.0 以下、彩度 6.0 以下)を基本とする。 ⑵ 光沢のないものを使用する。 ⑶ 丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
3.外壁の形態意匠及び素材	⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。 ⑵ 質感、素材感のある素材の使用に努める。
4.敷際	⑴ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられる植栽配置に努める。 ⑵ フェンス等を設置する場合は、植栽に配慮した色彩を基本とする。
5.駐車場・駐輪場	機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。
6.ごみ置場・付帯施設	⑴ 主の建築物との一体化やデザインを合わせる。 ⑵ 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。

b. 工作物

1.広告塔・広告板	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。

(イ)中高層住宅地区

a. 建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺地域との調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る、空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は、開放的な空間となるよう計画する。
2.屋根の形態意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2) 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、自然素材は除く。 色相 / 明度 / 彩度 無彩色 / 3.0 以下 / — 有彩色 / 3.0 以下 / 3.0 以下 (3) 光沢をおさえた素材を使用する。
3.外壁の形態意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和した意匠とする。 (2) 壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。 (3) バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。 色相 / 明度 / 彩度 無彩色 / 8.0 以下 / — R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄) / 8.5 以下 / 3.0 未満 その他の色相 / 7.0 以下 / 2.0 以下 (5) 外壁の色彩を 2 色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は 2 以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。 (6) 質感、素材感のある素材とする。
4.敷際	(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 (2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設置する場合は、色は黒又は茶系とする。 (4) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。

5.駐車場及び 駐輪場	⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 ⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。 ⑶ 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
6.ごみ置場・付帯 施設等	⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 ⑵ 植栽等により公共空間から見えにくい工夫をする。 ⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。

b. 開発行為

1.緑化	周辺の環境と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	敷際の連続性や路面素材について配慮する。

c. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。
⑵ 壁面広告物のみとする。
⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(ウ).低層住宅地区

a. 建築物

1.全体計画	⑴ 周辺環境と調和した意匠とする。 ⑵ 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 ⑶ 潤いのある空間の創出を図る。
2.屋根の形態 意匠及び素材	⑴ 勾配屋根を基本とする。 ⑵ 周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 ⑶ 色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。

色　相	明　度	彩　度
無彩色	5.0 以下	—
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下
その他の色	3.0 以下	3.0 以下

⑷ 質感、素材感のある素材とする。
⑸ 光沢のない素材を使用する。

<table>
<tr><td>3.外壁の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。
⑵ 色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。
⑶ アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>8.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>8.5 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
<tr><td>その他の色彩</td><td>7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑷ 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。
⑸ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な高さ 1.2mまでの構造とし、色は黒又は茶系を基本とする。
⑶ 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用する。
⑷ 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。
⑸ 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。</td></tr>
</table>

b. 工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。 ⑵ 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。

c. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。
⑵ 表示面積の合計は１㎡以下とする。
⑶ 取付け位置は地盤面から３m以下とする。
⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(10)中高層住宅地区(青山台２丁目(1))

ア.位　　置・・・吹田市青山台2丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約 2.0ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成２３年7月２２日指定、告示し、同日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 ⑵ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 ⑶ 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 ⑷ 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 ⑸ 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 ⑹ 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 ⑺ 既存敷地内の歩行者通路を保存・活用する計画とする。 ⑻ 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。

<table>
<tr><td></td><td>⑼ 敷地内に設置する照明灯は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
⑽敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>3.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>有彩色</td><td>3.0 以下</td><td>3.0 以下</td></tr>
</table>
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>8.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>8.0 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑸ 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。
⑶ 駐車場の駐車区画の舗装仕上げは、質感のある素材などで工夫する。</td></tr>
</table>

6.ごみ置場・付帯施設等	⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 ⑵ 植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。 ⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。
7.植栽	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 ⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。

b. 工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c. 開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。
⑵ 壁面広告物のみとする。
⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(11)中高層住宅地区(藤白台３丁目(1))

ア.位　　置・・・吹田市藤白台３丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約 5.4ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成２３年7月２２日指定、告示し、同日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 ⑵ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 ⑶ 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 ⑷ 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 ⑸ 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 ⑹ 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 ⑺ 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。 ⑻ 敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。

<table>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>3.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>有彩色</td><td>3.0 以下</td><td>3.0 以下</td></tr>
</table>
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>8.5 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>8.0 以下</td><td>4.0 以下</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑸ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。
⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</td></tr>
<tr><td>7.植栽</td><td>⑴ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
⑵ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</td></tr>
</table>

b. 工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c. 開発行為

1.緑化	周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。
⑵ 壁面広告物のみとする。
⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(12)中高層住宅地区(津雲台３丁目(１))

ア.位　　置・・・吹田市津雲台１丁目、津雲台２丁目及び津雲台３丁目地内
図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

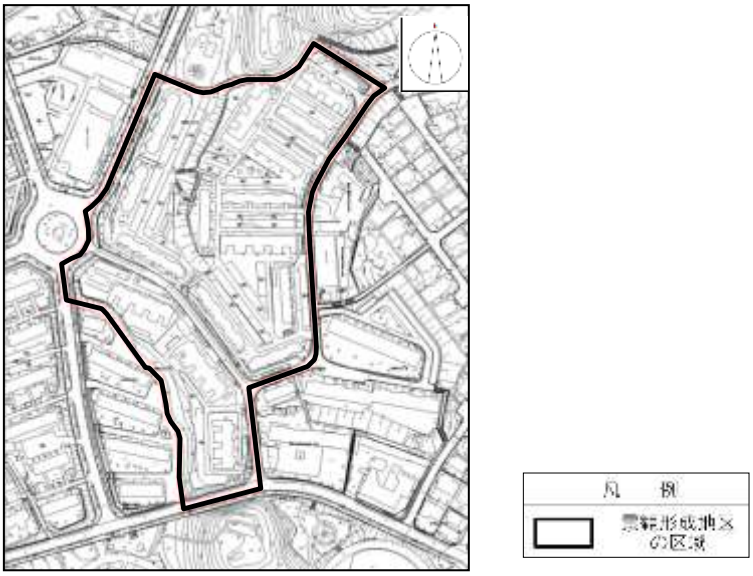

ウ.面　　積・・・約 4.1ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成２５年3月１日指定、告示し、同日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (8) 敷地内に設置する照明灯は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。 (9) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。

<table>
<tr><td>2.屋根の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び
素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td rowspan="3">８．５以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>ＹＲ（黄赤）・Ｙ（黄）</td><td>４．０以下</td></tr>
<tr><td>Ｒ（赤）</td><td>３．０未満</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>７．５以下</td><td>２．０以下</td></tr>
</table>
⑸ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯
施設等</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。
⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</td></tr>
<tr><td>7.植栽</td><td>⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。
⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</td></tr>
</table>

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c.開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。
⑵ 壁面広告物のみとする。
⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(13)千里丘北地区

ア.位　　置・・・吹田市千里丘北及び千里丘中地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約 12.2ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成２５年3月１日指定、告示し、同日施行。
2.平成３０年１１月２９日一部変更、告示し、同日施行。
3. 令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・丘陵地の千里丘らしい景観をまもり、はぐくみ、次代につなぐ。

カ.基本方針・・・1. 緑をまもり、つくり、はぐくむ。
2. なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、はぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)A 地区

a.工作物

(1) 周辺環境と調和した意匠・形態とする。

(2) 道路に面する部分の工作物の色彩は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色彩、注意喚起のための色彩及び歴史的・文化的な工作物の色彩は、この限りでない。

色　相	明　度	彩　度
無彩色	８．５以下	—
ＹＲ（黄赤）		３．０以下

(3) かき又はさくの色は、黒又は茶系を基本とする。

(4) 質感、素材感があり、劣化しにくい素材とする。

(イ)B 地区

a.建築物

<table>
<tr><td>1.全体計画・配置等</td><td>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。
(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。
(3) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。
(4) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
(2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>(1) 周辺環境と調和した意匠とする。
(2) 建物のスカイラインを工夫するとともに、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
(3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td rowspan="2">８．５以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td><td>３．０未満</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>７．０以下</td><td>２．０以下</td></tr>
</table>
(4) 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。
(5) 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
(3) 緑の連続性、量感を考慮し、地域の風土や個性を豊かにするものとする。
(4) フェンス等を設ける場合は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩とする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
(2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
(2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。
(3) 設備類は、見えにくい位置に配置するなどの配慮をする。</td></tr>
</table>

7.植栽	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 ⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。

b.工作物

1．擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や壁面緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。

c.開発行為

1．緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2．造成計画	⑴ 周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 高低差は、法面仕上げなどにより、できる限り圧迫感を感じさせないよう工夫する。

⑺C 地区

a.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 ⑵ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 ⑶ 道路に面する部分は、開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 ⑷ 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 ⑸ 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 ⑹ 敷地内の歩行者通路には、できる限り植栽を連続的に配置し、安らぎと潤いのある空間を演出する。 ⑺ 広場やプレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 ⑻ 照明灯等のデザインや配置等は、夜間景観に配慮し、適度な明るさとやすらぎや安心感を高めるよう工夫する。 ⑼ 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。

<table>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺環境と調和した意匠とする。
⑵ 建物のスカイラインを工夫するとともに、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td rowspan="2">８．５以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>Ｒ（赤）・ＹＲ（黄赤）・Ｙ（黄）</td><td>３．０未満</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>７．０以下</td><td>２．０以下</td></tr>
</table>
⑸ 大壁面は単調な色づかいを避け、緑や空などと調和するよう工夫する。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、地域の風土や個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、できる限り道路から控えた位置とし、落ち着いた色彩とする。
⑸ 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。
⑶ 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。
⑶ 設備類は、見えにくい位置に配置するなどの配慮をする。</td></tr>
</table>

7.植栽	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 ⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 ⑷ 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。

b.工作物

1．擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。

c.開発行為

1．緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2．造成計画	⑴ なだらかな丘陵の地形を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 既存の斜面緑地を活かし、高低差は、法面仕上げなどにより、できる限り圧迫感を感じさせないよう工夫する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。 ⑵ 壁面広告物のみとする。 ⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 ⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(エ)D 地区

a.建築物

<table>
<tr><td>1.全体計画・配置等</td><td>⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。
⑵ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。
⑶ 道路に面する部分は、開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。
⑷ 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。
⑸ 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。
⑹ 敷地内の歩行者通路には、できる限り植栽を連続的に配置し、安らぎと潤いのある空間を演出する。
⑺ 広場やプレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
⑻ 照明灯等のデザインや配置等は、夜間景観に配慮し、適度な明るさとやすらぎや安心感を高めるよう工夫する。
⑼ 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺環境と調和した意匠とする。
⑵ 建物のスカイラインを工夫するとともに、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、住宅、店舗・事務所等の建築用途にかかわらず、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td rowspan="2">８．５以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>Ｒ（赤）・ＹＲ（黄赤）・Ｙ（黄）</td><td>３．０以下</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>７．０以下</td><td>２．０以下</td></tr>
</table>
⑸ 大壁面は単調な色づかいを避け、緑や空などと調和するよう工夫する。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
</table>

4.敷際	⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 ⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。 ⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、地域の風土や個性を豊かにするものとする。 ⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、できる限り道路から控えた位置とし、落ち着いた色彩とする。 ⑸ 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
5.駐車場・駐輪場	⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 ⑵ 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。 ⑶ 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
6.ごみ置場・付帯施設等	⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 ⑵ 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。 ⑶ 設備類は、見えにくい位置に配置するなどの配慮をする。
7.植栽	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 ⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 ⑷ 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。

c.開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ なだらかな丘陵の地形を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 既存の斜面緑地を活かし、高低差は、法面仕上げなどにより、できる限り圧迫感を感じさせないよう工夫する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。 ⑵ 壁面広告物を基本とする。 ⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 ⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(14)中高層住宅地区(藤白台３丁目(2))

ア.位　　置・・・吹田市藤白台３丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約6.8ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成２６年１月１６日指定、告示し、同日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 既存敷地内の歩行者通路を保存・活用する計画とする。 (8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。

<table>
<tr><td></td><td>⑼ 敷地内に設置する照明灯は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
⑽敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>8.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>8.0 以下</td><td>3.0 以下</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑸ 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。
⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</td></tr>
</table>

7.植栽	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 ⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。

b. 工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c. 開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。 ⑵ 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。 ⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 ⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(15)中高層住宅地区(佐竹台２丁目(2))

ア.位　　置・・・吹田市佐竹台２丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約 1.5ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成２６年１２月５日指定、告示し、同日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

ａ.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 ⑵ 佐竹台２丁目交差点からの斜面緑地の見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分配慮する。 ⑶ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減するため、敷地境界線から後退した計画とする。 ⑷ 道路に面する部分はできる限り緑化し、快適な空間を形成する計画とする。 ⑸ 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 ⑹ 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 ⑺ 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 ⑻ 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。

<table>
<tr><td></td><td>⑼ 敷地内に設置する照明灯は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
⑽敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 単調な大壁面による圧迫感が生じないよう、外壁面の意匠や分節化等の工夫をする。
⑶ バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>8.0 以下</td><td>—</td></tr>
<tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>8.0 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑸ 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 道路際は地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑵ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑶ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、その前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。
⑵ 植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。
⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</td></tr>
</table>

7.植栽	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 ⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。

b. 工作物

1.擁壁	⑴ 周辺景観と調和した仕上げや高さなど、見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c. 開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できる限り残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。 ⑵ 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。 ⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 ⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(16)北大阪健康医療都市地区

ア.位　　置・・・吹田市岸部新町、天道町及び片山町一丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

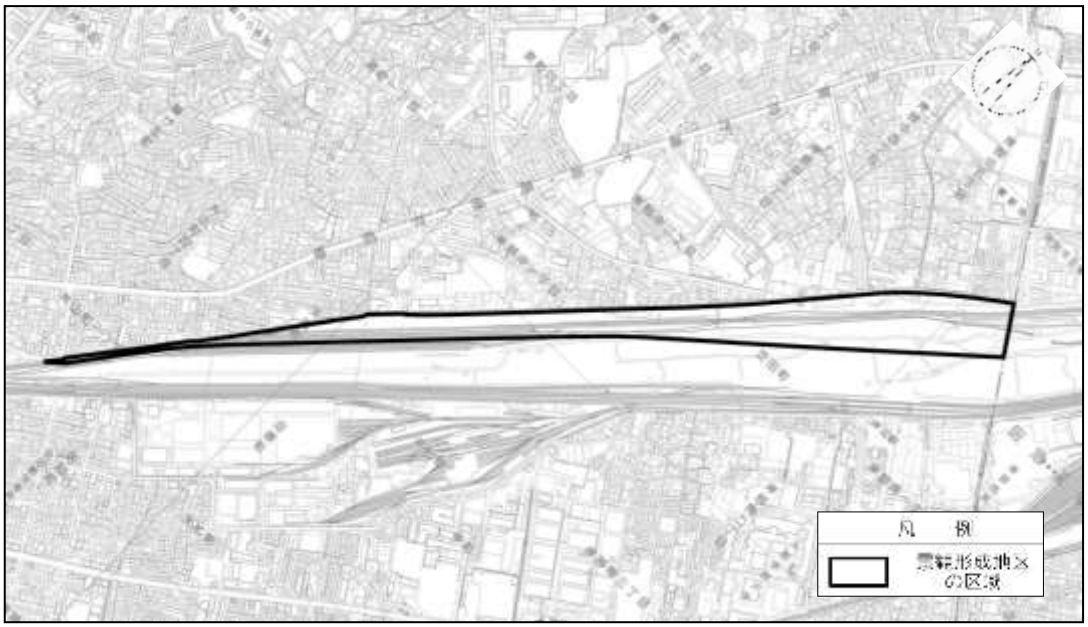

ウ.面　　積・・・約 14.8ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成２８年　９月３０日指定、告示し、同日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・医療クラスター形成などの健康・医療のまちづくりとも呼応しながら、「緑と水につつまれた健康・教育創生拠点」にふさわしい景観づくりを目指す。

カ.基本方針・・・1.周辺地域に配慮し、調和のとれた建物デザインやテーマ性を持たせた景観の形成を目指す。
2.地域の新たな緑の拠点となる緑豊かな空間を創出するため、公共空間と各ゾーンを結び、緑でつながるまちを目指す。
３.交通の要衝としての歩みや歴史をまちづくりのデザイン等に活かし、まちの記憶を継承するとともに地域への愛着を誘発する、記憶でつながるまちを目指す。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

ａ.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 良好な景観の形成を図り、また周辺景観に配慮し、全体的にまとまりのある計画とする。 ⑵ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 ⑶ 道路沿いの歩行者空間は、健康づくりなどにも資する緑豊かなものとし、連続性に配慮する。 ⑷ 照明灯等のデザインや配置等は、夜間景観に配慮し、適度な明るさとやすらぎや安心感を高めるよう工夫する。

	⑸ 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。
2.形態意匠及び素材	⑴ 鉄道や幹線道路からの景観に配慮し、建築物の裏側を感じさせないデザインとする。 ⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、外壁面の意匠や分節化等を工夫する。 ⑶ 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。 ⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、低彩度色を使用する。 ⑸ 自然素材など風合いのある材料の使用に努める。
3.敷際	⑴ 道路空間と調和のある仕上げ材を使用し、ゆとり・ひろがり・隣地とのつながりを演出する。 ⑵ 道路際はできる限り緑化するものとし、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 ⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 ⑷ フェンス等を設ける場合は、できる限り道路から控えた位置とし、落ち着いた色彩とする。 ⑸ 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
4.駐車場・駐輪場	⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 ⑵ 道路や敷地境界からできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。
5.ごみ置場・付帯施設等	⑴ 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 ⑵ 道路や敷地境界からできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。 ⑶ 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。
6.植栽	樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に配慮した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。
2.デッキ等	⑴ 周辺に配慮したデザインとし、色彩は建物、周辺環境に配慮する色彩を用いる。 ⑵ 屋根は、圧迫感のないデザインとなるように工夫する。

c.開発行為

1.緑化	周辺の景観に配慮し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 周辺の景観に配慮した造成計画とする。 ⑵ まちかど広場等、交流が図れる潤いある開放的な空間の創出を図る。

d. 屋外広告物

⑴ 広告物は壁面広告物、地上設置型広告物を基本とし、屋上広告物は設置しない。
⑵ 壁面広告物は、集合化に努め、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。大きさは、取付壁面の 1/20 以下とする。
⑶ 地上設置型広告物を設置する場合は、自家用のみとし、集合化に努め、建物と一体感を持たせたものとする。高さは、10m以下とする。
⑷ 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告物は隠蔽型とし、点滅広告物は設置しない。
⑸ 広告物は、建物や周辺環境に配慮する色彩とする。
⑹ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものは、（２）及び（３）は適用しない。

(17)中高層住宅地区(高野台１丁目(1))

ア.位　　置・・・吹田市高野台１丁目地内

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約 3.8ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成２９年3月１日指定、告示し、同日施行
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

ａ.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (8) 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。 (9) 敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。

<table>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>8.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td><td>8.0 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑸ 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。
⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</td></tr>
<tr><td>7.植栽</td><td>⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。
⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</td></tr>
</table>

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c.開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 広告物は自家用のみとする。
⑵ 壁面広告物のみとする。
⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(１８)中高層住宅地区(藤白台１丁目(1))

ア.位　　置・・・吹田市藤白台１丁目地内

イ.区　　域・・・下図のとおり

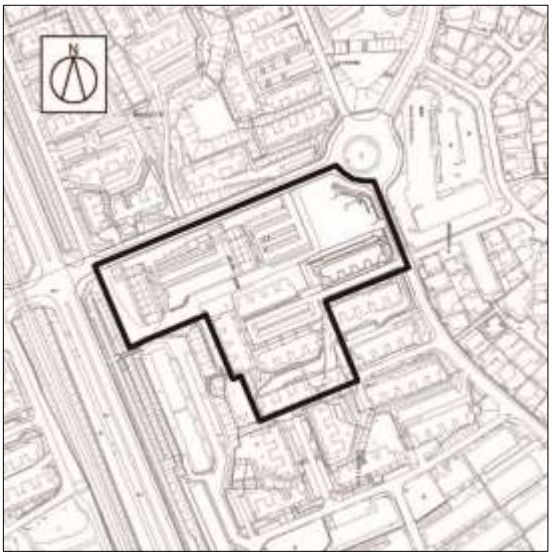

ウ.面　　積・・・約 2.6ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成２９年3月１日指定、告示し、同日施行
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

ａ.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 ⑵ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 ⑶ 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 ⑷ 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 ⑸ 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 ⑹ 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 ⑺ 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 ⑻ 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。 ⑼ 敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。

<table>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table><tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr><tr><td>無彩色</td><td>8.0 以下</td><td>—</td></tr><tr><td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td><td>8.0 以下</td><td>4.0 以下</td></tr><tr><td>その他の色相</td><td>7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr></table>
⑸ 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。
⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</td></tr>
<tr><td>7.植栽</td><td>⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。
⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</td></tr>
</table>

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c.開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 広告物は自家用のみとする。
⑵ 壁面広告物のみとする。
⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

(１９)戸建・低層住宅地区(青山台３丁目(1))

ア.位　　置・・・吹田市青山台３丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

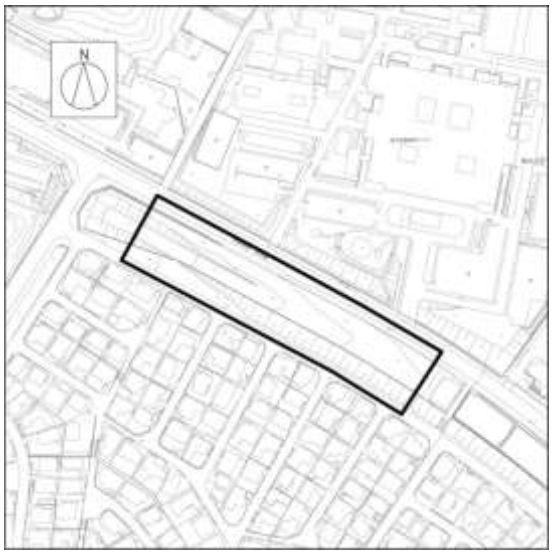

ウ.面　　積・・・約 1.1ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成２９年3月１日指定、告示し、同日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくり、はぐくむ。

カ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画	⑴ 周辺環境と調和した意匠とする。 ⑵ 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 ⑶ 潤いのある空間の創出をはかる。
2.屋根の形態 意匠及び素材	⑴ 屋根は勾配屋根を基本とする。 ⑵ 屋根は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 ⑶ 屋根の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。

色　相	明　度	彩　度
無彩色	5.0 以下	―
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下
その他の色相	3.0 以下	3.0 以下

⑷ 質感、素材感のある素材とする。
⑸ 光沢のない素材を使用する。

<table>
<tr><td>3.外壁の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。
⑵ 外壁の色彩は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。
⑶ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。
<table><tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr><tr><td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>―</td></tr><tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>3.0 未満</td></tr></table>⑷ 道路に面する外壁の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。
⑸ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。
⑶ かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。
⑷ 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。
⑸ 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</td></tr>
</table>

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 ⑵ 垂直緑化等による圧迫感の軽減に配慮する。

c. 屋外広告物

⑴ 広告物は自家用のみとする。
⑵ 表示面積の合計は 1 ㎡以下とする。
⑶ 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。
⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

(２０)戸建・低層住宅地区(青山台４丁目(2))

ア.位　　置・・・吹田市青山台４丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

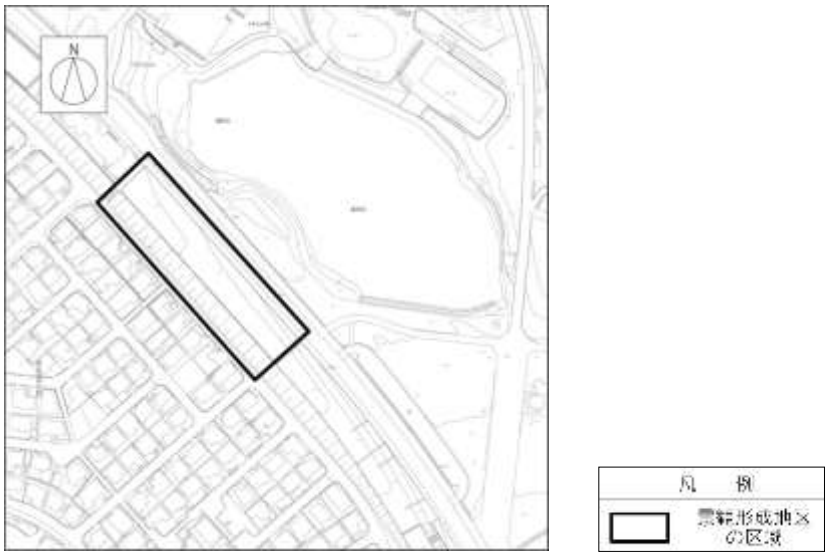

ウ.面　　積・・・約0.8ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成２９年3月１日指定、告示し、同日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくり、はぐくむ。

カ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出をはかる。
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 屋根は勾配屋根を基本とする。 (2) 屋根は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 屋根の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。

色　相	明　度	彩　度
無彩色	5.0 以下	―
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下
その他の色相	3.0 以下	3.0 以下

(4) 質感、素材感のある素材とする。
(5) 光沢のない素材を使用する。

<table>
<tr><td>3.外壁の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。
⑵ 外壁の色彩は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。
⑶ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
</table>
⑷ 道路に面する外壁の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。
⑸ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。
⑶ かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。
⑷ 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。
⑸ 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</td></tr>
</table>

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 ⑵ 垂直緑化等による圧迫感の軽減に配慮する。

c. 屋外広告物

⑴ 広告物は自家用のみとする。
⑵ 表示面積の合計は 1 ㎡以下とする。
⑶ 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。
⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

（２１）円山町地区

ア.位　　置・・・吹田市円山町地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

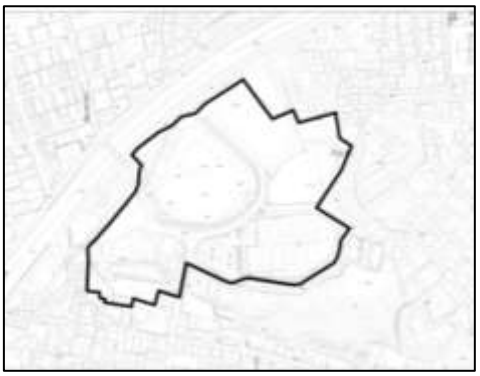

ウ.面　　積・・・約７.９ｈａ

エ.経　　過・・・1.平成３０年１１月２９日指定、告示し、同日施行。
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.落ち着きや安らぎのある、潤い豊かで良好な住宅地景観をはぐくむ。
2.緑豊かな風格のある住宅地景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみの創出。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

ａ. 建築物

<table>
<tr><td>1.全体計画</td><td>⑴ 周辺環境と調和した意匠とする。
⑵ 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。
⑶ 潤いのある空間の創出を図る。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 勾配屋根を基本とする。
⑵ 周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 光沢のない素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.外壁の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。
⑵ 色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。
⑶ アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>8.5 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>8.5 以下</td><td>3.0 以下</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>7.0 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
</table>
⑷ 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。
⑸ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
</table>

4.敷際	⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 ⑵ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な高さ 1.2mまでの構造とし、色は黒又は茶系を基本とする。 ⑶ 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用する。 ⑷ 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。 ⑸ 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。 ⑹ 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
5.植栽	⑴ 道路際へ積極的に植栽を行い、街路樹や隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 ⑵ シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。

b. 工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。 ⑵ 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。

c. 屋外広告物

⑴ 広告物は自家用のみとする。
⑵ 表示面積の合計は 1 ㎡以下とする。
⑶ 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。
⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

(２２)長野東地区(2)

ア.位　　置・・・吹田市長野東地内

イ.区　　域・・・下図のとおり

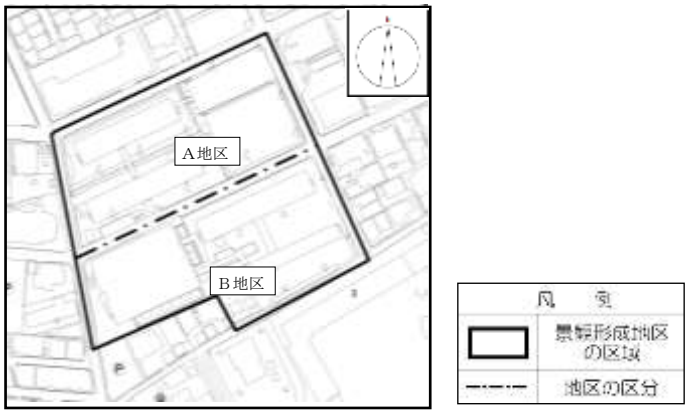

ウ.面　　積・・・約 1.2ｈａ

エ.経　　過・・・1.令和元年１２月１０日指定、告示し、同日施行
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.丘陵地の千里丘らしい景観をまもり、はぐくみ、次代につなぐ。

カ.基本方針・・・1.自然緑地をまもり、はぐくみ、丘陵地としてみどり豊かな緑地空間の創出と育成
2.なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、はぐくむ。
3.地域住民の景観に対する意識の向上
4.「千里丘地域の大規模開発における景観形成の手引き」を活用し、緑をまもり、つくり、そだてるとともに、なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、そだてる。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)A地区

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 賑わいの中にも、周辺地域と調和し、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (3) 交流の図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (4) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設ける。 (5) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
2.屋根の形態意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2) 勾配屋根とする場合、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢のないものを使用する。

<table>
<tr><td>3.外壁の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげ、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。
⑵ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>ＹＲ(黄赤)・Ｙ(黄)</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>4.0 以下</td></tr>
<tr><td>Ｒ（赤）</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>5.0 以上 7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑶ 質感、素材感のある素材とする。
⑷ 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられる植栽配置に努める。
⑵ アプローチが交流の空間にもなるように、歩道と連続性や一体感ある仕上げにし、休憩施設を設けるなどの工夫をする。
⑶ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。
⑷ 道路際の照明灯等の配置などに工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 植栽等により直接見えにくいよう配慮する。
⑵ 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設､屋上工作物等･付帯設備</td><td>⑴ 主の建築物との一体化やデザインを合わせる。
⑵ 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱う、目隠しフェンス等で囲うなどの考慮をする。目隠しフェンスを設置する場合、主の建築物のデザインと合わせた色彩とするなど、景観に配慮したものとする。</td></tr>
</table>

b. 工作物

1.広告塔・広告板	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。

c. 屋外広告物

⑴ 広告物は壁面広告物（懸垂広告を含む）、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。
⑵ 壁面広告物は、集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。
⑶ 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告物は隠蔽型とし、点滅広告物は設置しない。
⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

(イ)B地区

a.建築物

<table>
<tr><td>1.全体計画・配置等</td><td>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。
(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。
(3) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。
(4) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。
(5) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
(6) 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。
(7) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
(2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。
(2) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
(3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>ＹＲ(黄赤)・Ｙ(黄)</td><td>5.0 以上 8.0 以下</td><td>4.0 以下</td></tr>
<tr><td>Ｒ（赤）</td><td>5.0 以上 8.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>5.0 以上 7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
(4) 質感、素材感のある素材とする。
(5) 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色を黒又は茶系を基本とし緑を活かす
(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊にするものとする。
(4) 道路際の照明灯等の配置などに工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>(1) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。
(2) 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。</td></tr>
</table>

6.ごみ置場・付帯施設、屋上工作物等・付帯設備	(1) 建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくいよう生垣を配置するなどの配慮を行う。 (2) 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱う、目隠しフェンス等で囲うなどの考慮をする。目隠しフェンスを設置する場合、主の建築物のデザインと合わせた色彩とするなど、景観に配慮したものとする。

b. 工作物

1.広告塔・広告板	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。

c. 屋外広告物

(1) 広告物は自家用のみとする。
(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。
(3) 表示面積の合計は 30 ㎡以下とする。
(4) 広告物の取付位置は地盤面より高さ 10m以下とする。
(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

（23）中高層住宅地区(高野台１丁目(2))

ア.位置・・・吹田市高野台１丁目地内

イ.区域・・・下図のとおり

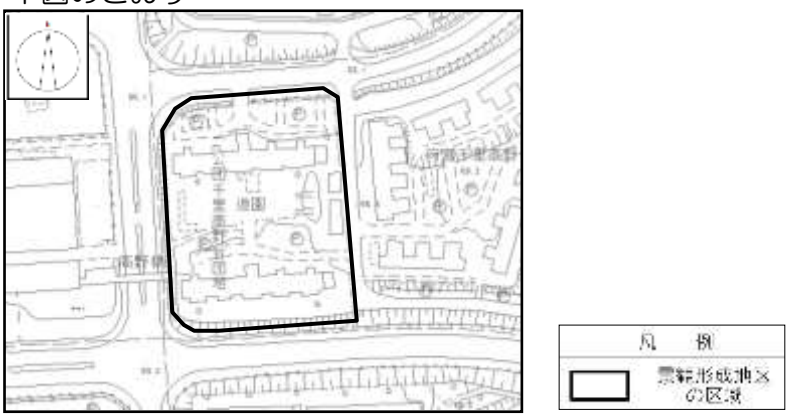

ウ.面　　積・・・約１ｈａ

エ.経　　過・・・1.令和元年１２月１０日指定、告示し、同日施行
2.令和２年４月１日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
３.活気や表情のある景観をはぐくむ。
４.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
３.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
４.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

ａ.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 ⑵ 佐竹台２丁目交差点からの斜面緑地の見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分に配慮する。 ⑶ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 ⑷ 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 ⑸ 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 ⑹ 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 ⑺ 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 ⑻ 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 ⑼ 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。 ⑽敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。

<table>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.0 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td><td>5.0 以上 8.0 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>5.0 以上 7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑸ 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。
⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</td></tr>
</table>

7.植栽	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 ⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c.開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。
⑵ 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。
⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

（24）戸建・低層住宅地区（古江台6丁目（1））

ア.位　　置・・・吹田市古江台６丁目地内　図１のとおり

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約３.０ｈａ

エ.経　　過・・・令和２年４月１日指定、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみの創出。
3.潤いのある空間の創出をはかり、良好な景観の形成に努める。

カ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

ａ. 建築物

<table>
<tr><td>1.全体計画</td><td>⑴ 周辺環境と調和した意匠とする。
⑵ 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。
⑶ 潤いのある空間の創出を図る。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 勾配屋根を基本とする。
⑵ 周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 質感、素材感のある素材とする。
⑷ 光沢のない素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.外壁の形態
意匠及び素材</td><td>⑴ 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。
⑵ 色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。
⑶ アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>3.0 未満</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>5.0 以上 7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑷ 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。
⑸ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
</table>

4.敷際	⑴ 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 ⑵ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。 ⑶ かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。 ⑷ 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。 ⑸ 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。
5.植栽	⑴ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 ⑵ シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。

b. 工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。 ⑵ 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。

c.屋外広告物

⑴ 広告物は自家用のみとする。
⑵ 表示面積の合計は 1 ㎡以下とする。
⑶ 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。
⑷ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

（25）中高層住宅地区(青山台１丁目(1))

ア.位　　置・・・吹田市青山台１丁目地内

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約 1.1ｈａ

エ.経　　過・・・令和２年４月１日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・１.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・１.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 ⑵ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 ⑶ 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 ⑷ 周辺の斜面緑地や樹木との連続性等を考慮した緑化計画とする。 ⑸ 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう配慮する。 ⑹ 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。 ⑺ 敷地内に設置する照明灯は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。 ⑻ 隣接する交差点や大通り（三色彩道等）からの見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分配慮する。
2.屋根の形態意匠及び素材	⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 ⑵ 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 ⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。

<table>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.5以下</td><td>―</td></tr>
<tr><td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td><td>5.0 以上 8.5以下</td><td>3.0 以下</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>5.0 以上 7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑸ 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。
⑶ 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。
⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</td></tr>
<tr><td>7.植栽</td><td>⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。
⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、周辺の緑との連続性にも配慮する。
⑷ 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
</table>

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 ⑵ 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c.開発行為

1.緑化	周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d.屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。
⑵ 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。
⑶ 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

（26）複合住宅地区(津雲台５丁目(１))

ア.位　　置・・・吹田市津雲台５丁目地内

イ.区　　域・・・下図のとおり

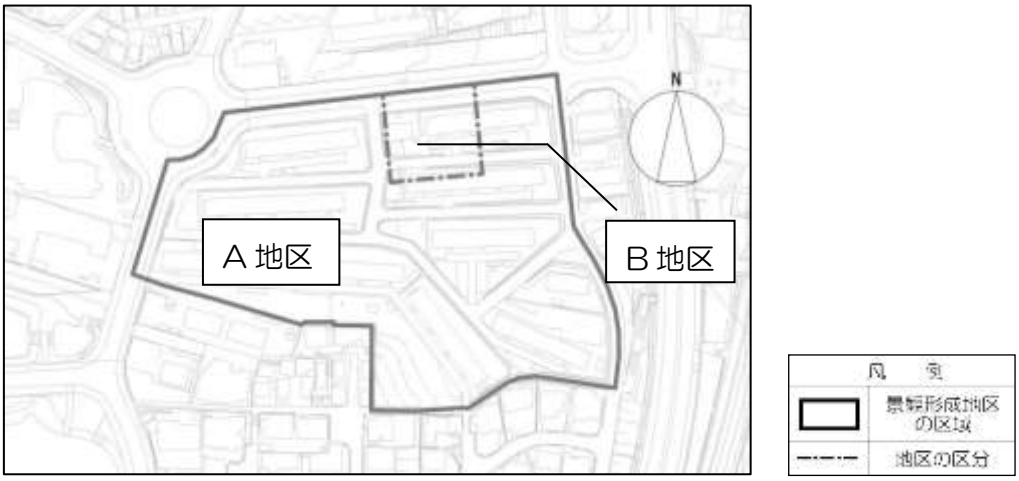

ウ.面　　積・・・約 2.7ｈａ

エ.経　　過・・・令和２年４月１日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・１.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・１.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。ただし、一部基準を除く。

（ア）Ａ地区

a.建築物

1.全体計画・配置等	⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 ⑵ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 ⑶ 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 ⑷ 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 ⑸ 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 ⑹ 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 ⑺ 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 ⑻ 敷地内の歩行者通路や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。 ⑼ 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。 ⑽中遠景及び交差点からの見え方に配慮した全体計画とする。

<table>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
⑷ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、九十九坂及び周辺の植栽等と調和し落ち着きのあるまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>—</td></tr>
<tr><td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>4.0 以下</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>5.0 以上 7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
⑸ 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。
⑹ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。
⑶ 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。
⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</td></tr>
<tr><td>7.植栽</td><td>⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。
⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。
⑷ 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
</table>

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際に擁壁を設置する場合は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
2.広告塔（サインポール）	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。

c.開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 自家用のみとする。
⑵ 壁面広告物及び地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。
⑶ 周辺環境や建築物と調和し、統一したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
⑷ 壁面広告物について、設置する高さは地盤面から 10m以下とする。
⑸ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。

（イ）B地区

a.建築物

<table>
<tr><td>1.全体計画・配置等</td><td>⑴ 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。
⑵ 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。
⑶ 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。
⑷ 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。
⑸ 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。
⑹ 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。
⑺ 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
⑻ 敷地内の歩行者通路や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。
⑼ 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。
⑽中遠景からの見え方に配慮した全体計画とする。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
⑵ 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
⑶ 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>⑴ 周辺景観と調和した意匠とする。
⑵ 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
⑶ 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、九十九坂及び周辺の植栽等と調和し落ち着きの中にも賑わいのあるまちなみを形成する色、配色とし、下記の表の通りとする。
<table>
<tr><th>建築物規模</th><th>色彩</th></tr>
<tr><td>建築物の高さが 10mを超える、または、建築面積が 300 ㎡を超える規模</td><td>Y,YR、R 以外の色相については、明度5.0 以上 7.0 以下とし、
彩度 2 以下とする。</td></tr>
<tr><td>上記以外の建築物</td><td>別表２によらず、
明度は 4.0 以上 8.5 以下とし、
有彩色については彩度 3 未満とする。</td></tr>
</table>
⑷ 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。
⑸ 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>⑴ 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
⑵ 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
⑶ 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
⑷ かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。
⑸ 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
⑵ 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。
⑶ 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
</table>

6.ごみ置場・付帯施設等	⑴ 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 ⑵ 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。 ⑶ 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。
7.植栽	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 ⑶ 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 ⑷ 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。 ⑸ 緑の保全、維持管理に努める。

b.工作物

1.擁壁	⑴ 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 ⑵ 道路際に擁壁を設置する場合は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
2.広告塔（サインポール）	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。

c.開発行為

1.緑化	⑴ 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 ⑵ 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	⑴ 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 ⑵ 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

⑴ 広告物は、壁面広告物、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等（バナーを除く。）の掲出は行わない。
⑵ 壁面広告物については次の内容とする。
- 建物及び他の広告物と一体感・統一感を持たせたデザイン、素材とする。
- 色彩については低彩度とする。
- 設置する高さは地盤面から 10m以下とする。

⑶ 地上設置型広告物（広告塔に限る）については次の内容とする。
- 九十九坂の景観に配慮し道路から 3m以上控えて設置する。
- 建物と一体感をもたせたデザインとし、色彩については低彩度とする。
- 高さについては 5m以下とし、敷地内 1 か所のみとする。

⑷ 地上設置型広告物（広告塔を除く）については次の内容とする。
- 集合化に努める。
- 建物と一体感をもたせたデザインとし、地色は低彩度とする。
- 高さについては、必要最小限のものとする。

⑸ 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。
⑹ ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。

（27）中高層住宅地区(高野台４丁目(１))

ア.位　　置・・・吹田市高野台４丁目地内

イ.区　　域・・・下図のとおり

ウ.面　　積・・・約 1.1ｈａ

エ.経　　過・・・令和●年●月●日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・１.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・１.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基　　準・・・別表１・別表２の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画･配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (7) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (8) 敷地内の歩行者通路や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。 (9) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。

<table>
<tr><td></td><td>(10) 隣接する交差点や通り（津雲高野線）からの見え方について、
地形や緑の特徴を踏まえ十分配慮する。
(11) 水路法面の緑に配慮した計画とする。</td></tr>
<tr><td>2.屋根の形態意匠及び素材</td><td>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。
(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。
(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</td></tr>
<tr><td>3.形態意匠及び素材</td><td>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。
(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。
(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。
(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>—</td></tr>
<tr><td>R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）</td><td>5.0 以上 8.0 以下</td><td>3.0 以下</td></tr>
<tr><td>その他の色相</td><td>5.0 以上 7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr>
</table>
(5) 外壁の色彩を２色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は２以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。
(6) 質感、素材感のある素材とする。</td></tr>
<tr><td>4.敷際</td><td>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。
(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。
(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。
(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。
(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td>5.駐車場・駐輪場</td><td>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。
(3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>6.ごみ置場・付帯施設等</td><td>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。
(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。
(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</td></tr>
</table>

7.植栽	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 (4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。 (5) 隣接する法面の緑との連続性に配慮する。

b.工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。

c.開発行為

1.緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d.屋外広告物

(1) 自家用のみとする。
(2) 壁面広告物のみとする。
(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
(4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。
(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。

2.景観配慮地区

今後、指定の際に地区の特性に応じて個々に定めます。

景観形成基準の変更箇所一覧

1.重点地区指定の地区追加

重点地区指定に関する変更箇所一覧

変更箇所	変更内容	対応ページ
図１　景観計画区域図	中高層住宅地区（高野台４丁目（１））を追加	８
別表３ 重点地区指定（27）	重点地区指定にあたり、（27）中高層住宅地区（高野台４丁目（１））を追加	Ⅲ-83～Ⅲ-85

2.屋外広告物に関する事項

屋外広告物に関する用語の整理一覧

変更前	変更後	対応ページ
色彩	色相	Ⅰ-4
広告	広告物	Ⅲ-3、Ⅲ-4、Ⅲ-7、Ⅲ-10、Ⅲ-11、Ⅲ-15、Ⅲ-18、Ⅲ-21、Ⅲ-24、Ⅲ-27、Ⅲ-31、Ⅲ-34、Ⅲ-37、Ⅲ-42、Ⅲ-44、Ⅲ-47、Ⅲ-50、Ⅲ-53、Ⅲ-56、Ⅲ-59、Ⅲ-67、Ⅲ-69、Ⅲ-72、Ⅲ-77、Ⅲ-80、Ⅲ-82
独立	地上設置型	Ⅲ-3、Ⅲ-7、Ⅲ-10、Ⅲ-11、Ⅲ-15、Ⅲ-47、Ⅲ-50、Ⅲ-56、Ⅲ-69、Ⅲ-72、Ⅲ-77
独立（自立）	地上設置型	Ⅲ-4、Ⅲ-53、Ⅲ-67、Ⅲ-80、Ⅲ-82
スタンド広告	立看板	Ⅲ-3、Ⅲ-4、Ⅲ-67、Ⅲ-69、Ⅲ-80、Ⅲ-82
幟	広告旗	Ⅲ-3、Ⅲ-4、Ⅲ-67、Ⅲ-69、Ⅲ-80、Ⅲ-82
懸垂広告	広告幕	Ⅲ-4
電照看板とする	照明装置を使用する	Ⅲ-4、Ⅲ-53、Ⅲ-67、Ⅲ-82